

下水道分野における官民連携事業の各都道府県 での実施状況(官民連携見える化マップ) 【令和5年4月時点】

国土交通省

水管理・国土保全局 下水道部

令和5年11月

- 本マップは、国土交通省による調査に基づき、令和5年4月時点で下水道分野に関連した官民連携事業を実施している地方公共団体(都道府県除く)を地図上で緑に着色したものである。
- 本マップにおける官民連携事業とは、包括的民間委託、指定管理者制度、DBO方式、PFI(従来型)、PFI(コンセッション方式)、民間収益施設併設事業と定義する。
- 各都道府県毎に官民連携事業を導入している地方公共団体をまとめており、今後導入を検討する団体の参考としていただきたい。

本マップにおける各種官民連携事業の定義と各PPP/PFI手法における一般的な官民の役割分担のイメージ

PPP/PFI手法		定義	事業 一般的 期間	・保守 ・運 ・点 ・検 ・管 ・理	薬 品 等 調 達	補 修 ・ 修 繕	建 設 ・ 設 計 ・ 改 築	資 金 調 達	料 金 収 受	計 画 策 定	政 策 決 定 ・ 合 意 形 成	公 権 力 行 使
包括的 民間委託	処理場・ ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約を基本とする方式。	3~5 年	レベル1 ←→	民間					公共		
	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、複数年契約」にて実施している方式。	3~5 年	←→	民間					公共		
指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共施設の管理・運営を民間事業者に委任する方式。	3~5 年		民間					公共		
DBO方式		公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。	20 年		民間					公共		
PFI (従来型)		民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI(コンセッション方式)を除くもの。	20 年			民間				公共		
PFI (コンセッション方式)		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式。	20 年				民間					公共
民間収益施設併設事業		いわゆる民設民営事業などの事業。下水道の資源・エネルギーや用地・上部空間等を活用し、収益施設等の併設を行うもの。(なお、他のPPP/PFIにあたるものは除く)	20 年	※民間の事業範囲となる部分については、性能発注を基本とする。								

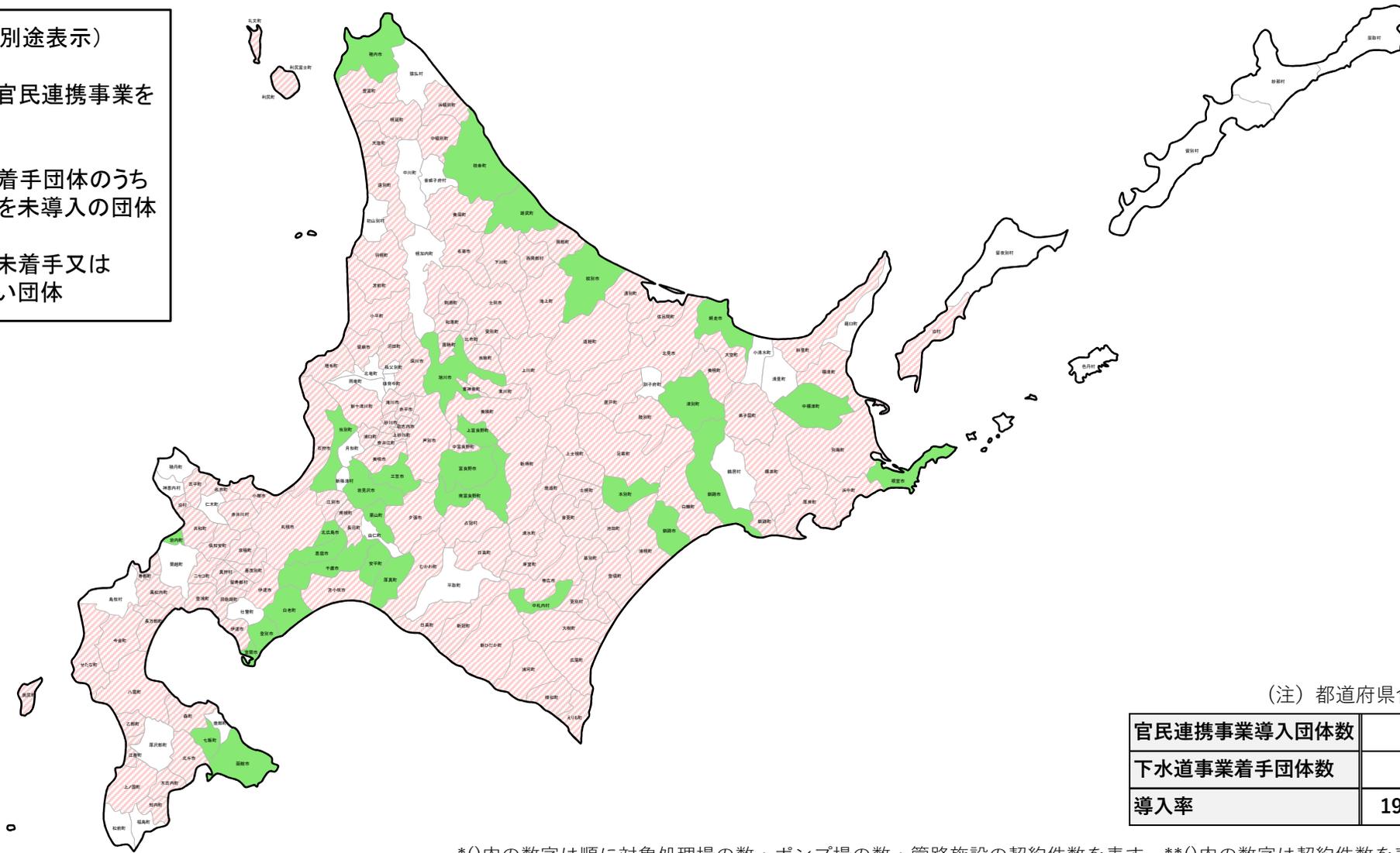
(1) 北海道における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

: 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体

: 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体

: 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	30
下水道事業着手団体数	152
導入率	19.7%

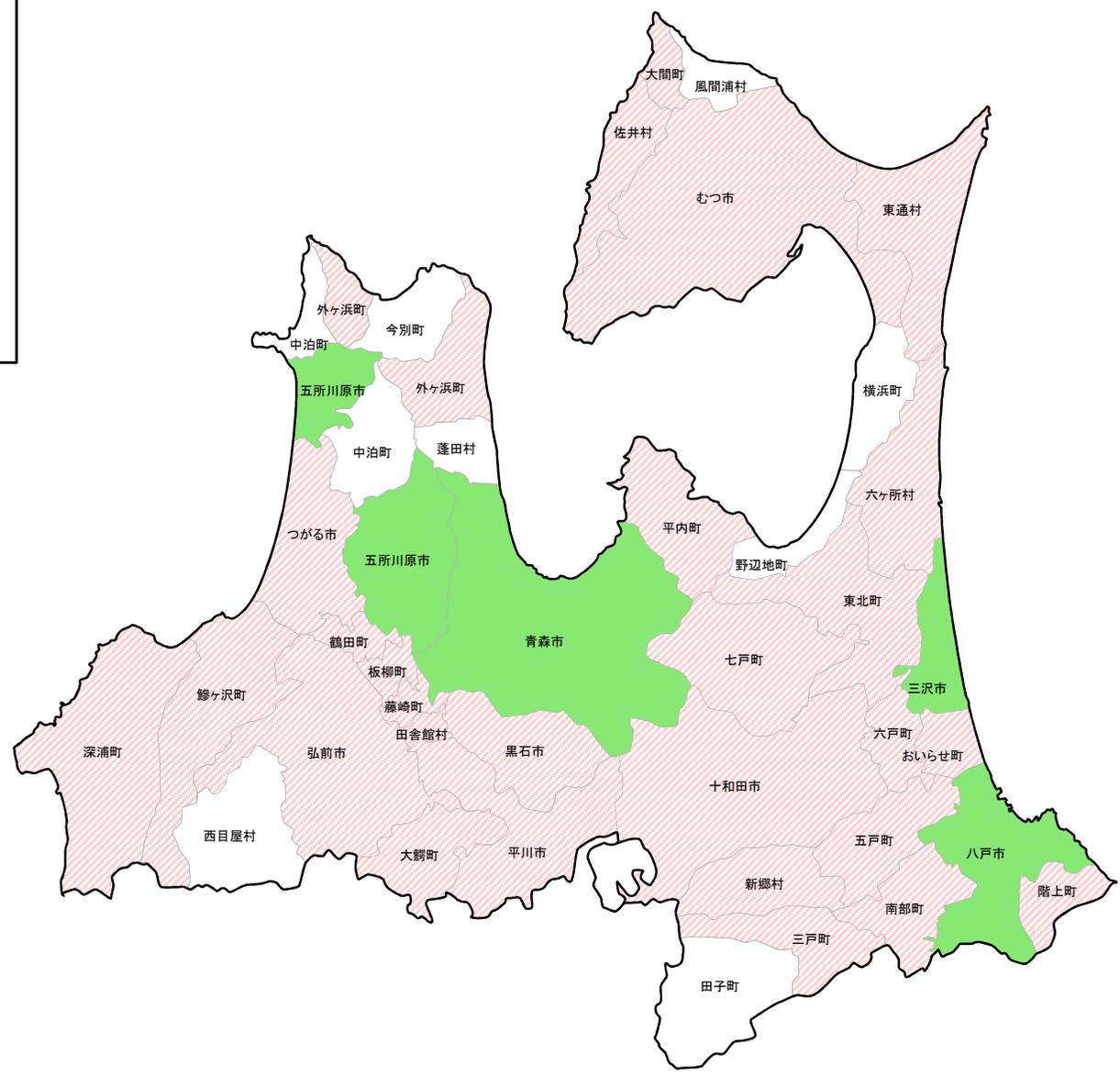
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
北海道	函館市(1,6,0)、旭川市(1,2,2)、室蘭市(1,11,0)、釧路市(6,10,0)、岩見沢市(0,0,1)、網走市(2,3,0)、紋別市(1,3,0)、三笠市(1,1,0)、根室市(1,3,0)、千歳市(2,3,0)、富良野市(2,0,0)、登別市(1,3,0)、恵庭市(1,0,0)、北広島市(1,2,0)、当別町(2,1,0)、七飯町(1,0,0)、岩内町(1,0,0)、栗山町(1,2,0)、上富良野町(1,0,0)、南富良野町(1,0,0)、枝幸町(2,0,0)、津別町(1,0,0)、雄武町(1,0,0)、白老町(1,2,0)、厚真町(1,1,0)、安平町(2,0,0)、本別町(1,0,0)、中標津町(2,1,0)	稚内市(1,0,0)、中札内村(1,0,1)	-	-	-	室蘭市、恵庭市

(2) 青森県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

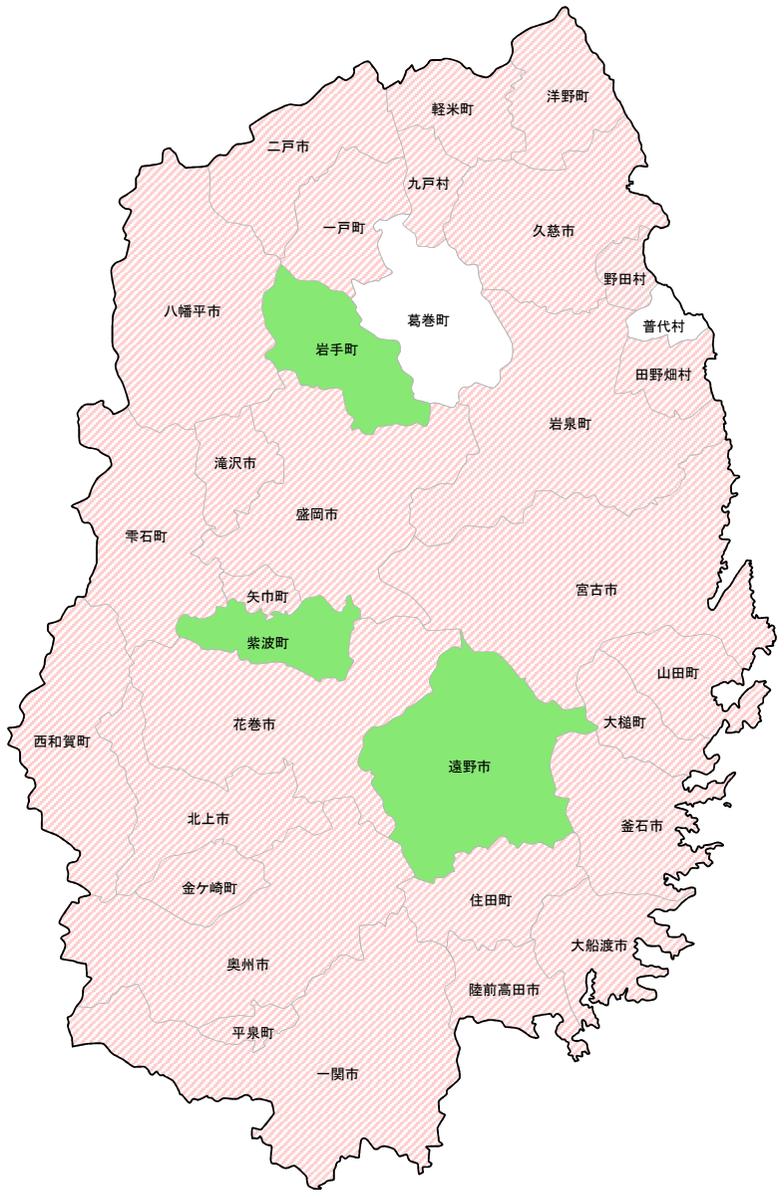
官民連携事業導入団体数	5
下水道事業着手団体数	33
導入率	15.2%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
青森県	青森市(1,4,0)、八戸市(1,11,0)、五所川原市(2,1,0)、三沢市(1,1,0)	青森県(3,20,3)	-	-	-	青森市

(3) 岩手県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	4
下水道事業着手団体数	32
導入率	12.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンサル方式) *	民間収益施設 併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
岩手県	岩手県(1,1,0)、遠野市(2,0,0)、岩手町(1,1,0)、紫波町(1,0,0)	-	-	-	-	岩手県

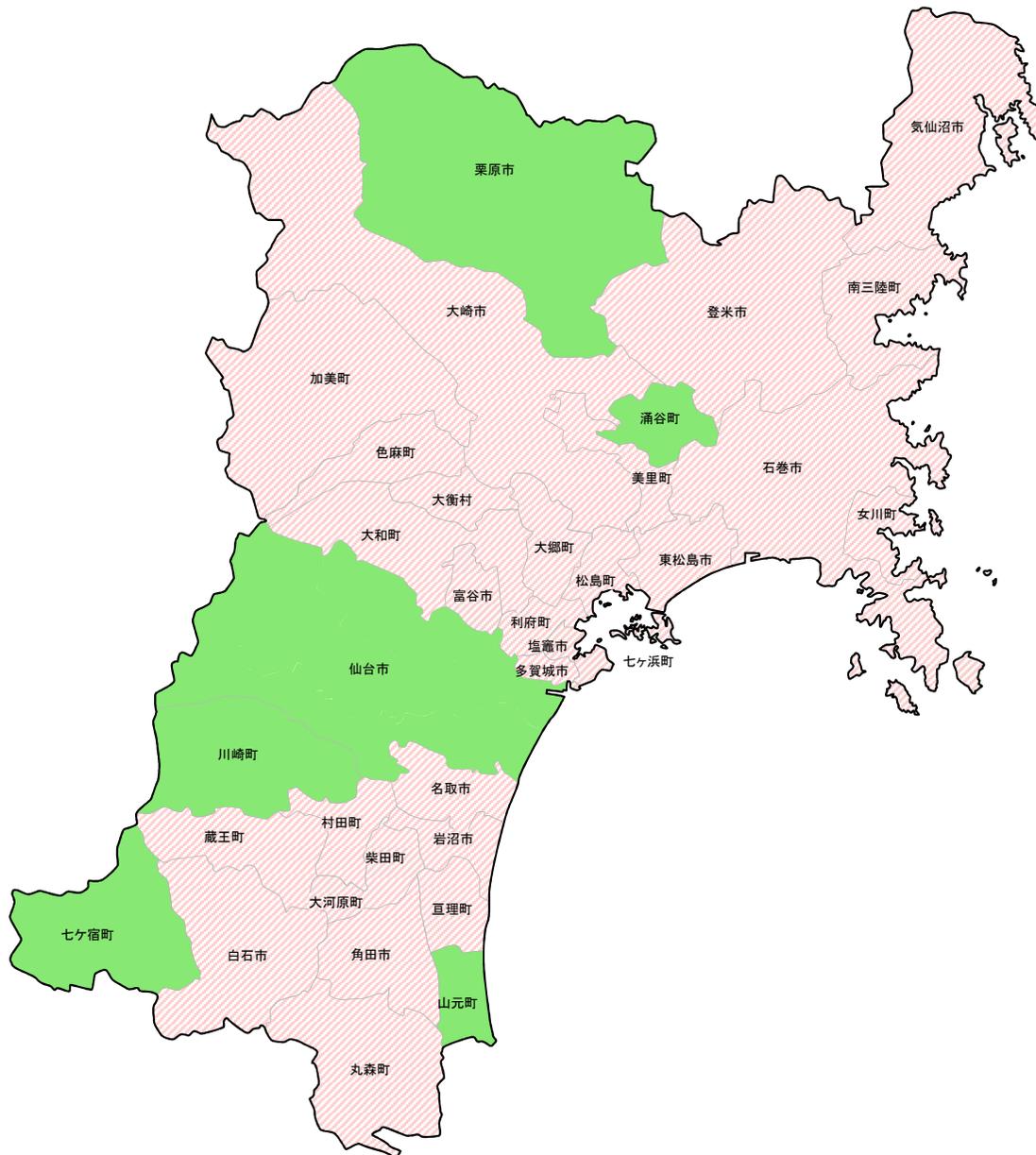
(4) 宮城県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

: 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体

: 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体

: 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

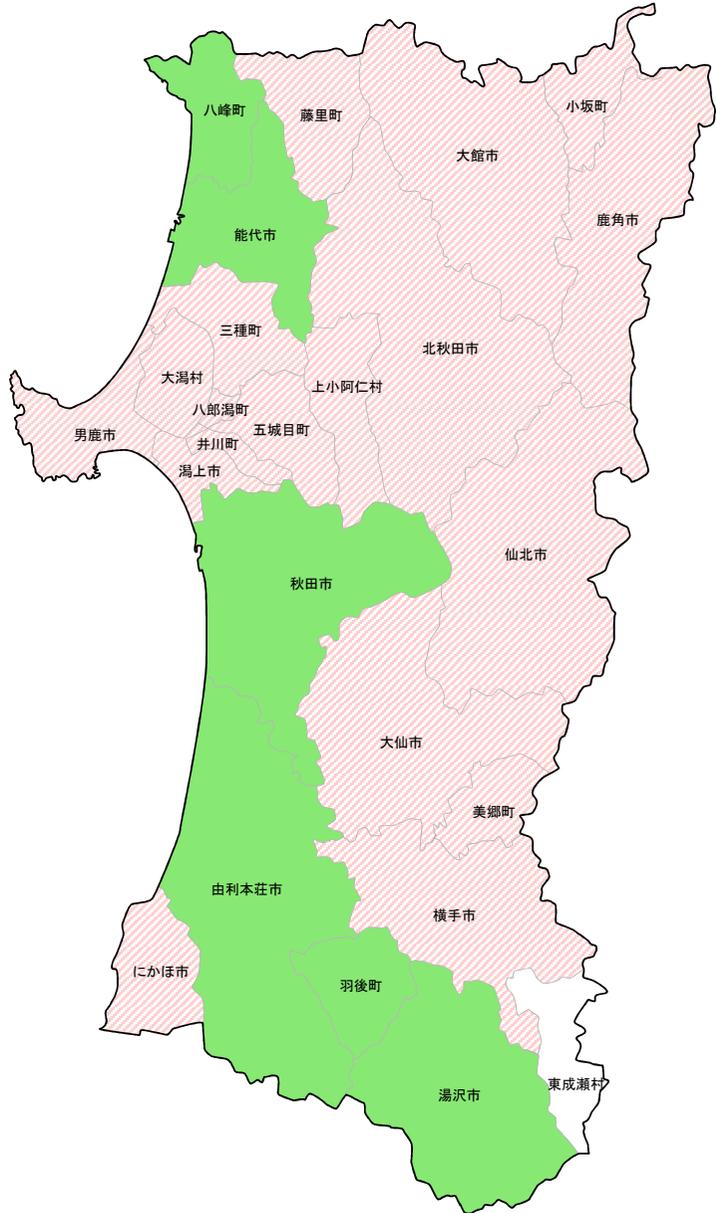
官民連携事業導入団体数	7
下水道事業着手団体数	36
導入率	19.4%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
宮城県	仙台市(0,0,1)、栗原市(1,0,0)、七ヶ宿町(1,0,0)、川崎町(2,2,0)、山元町(1,0,0)、 涌谷町(1,0,0)	宮城県(3,1,3)	-	-	宮城県(4,8,0)	宮城県

(5) 秋田県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

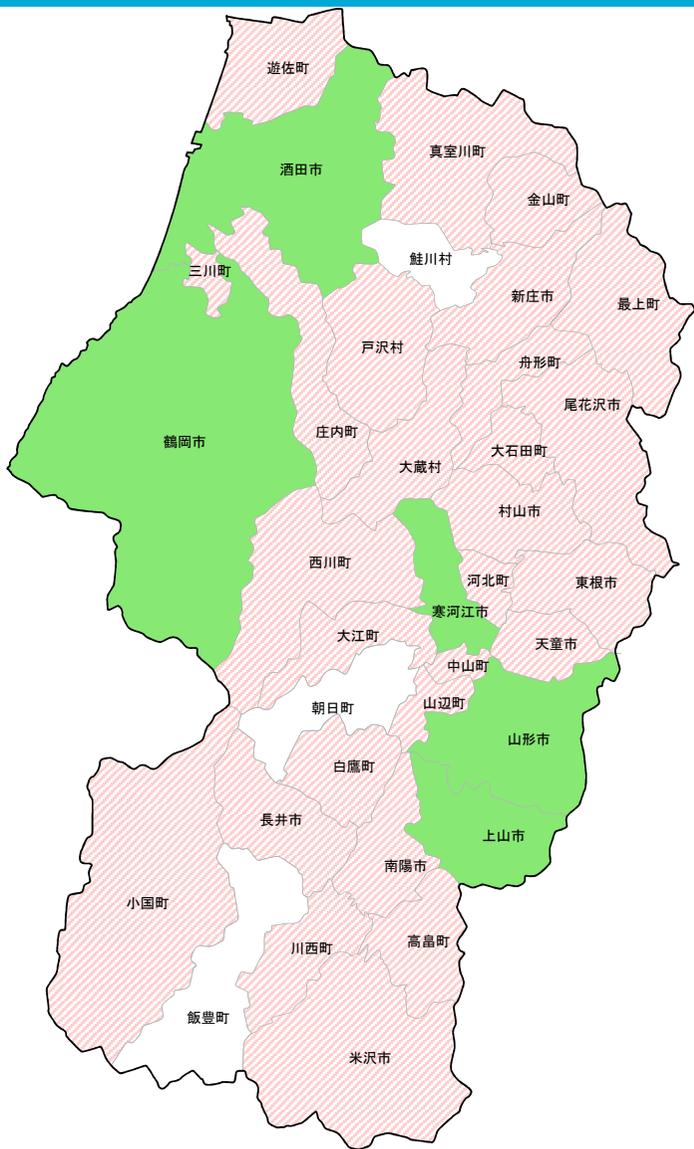
官民連携事業導入団体数	7
下水道事業着手団体数	25
導入率	28.0%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
秋田県	秋田県(0,0,1)、秋田市(2,17,1)、能代市(1,2,0)、湯沢市(5,0,0)、由利本荘市(6,2,0)、八峰町(2,0,0)、羽後町(1,0,0)	秋田県(5,5,3)	秋田県(2,0,0)	-	-	-

(6) 山形県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	6
下水道事業着手団体数	32
導入率	18.8%

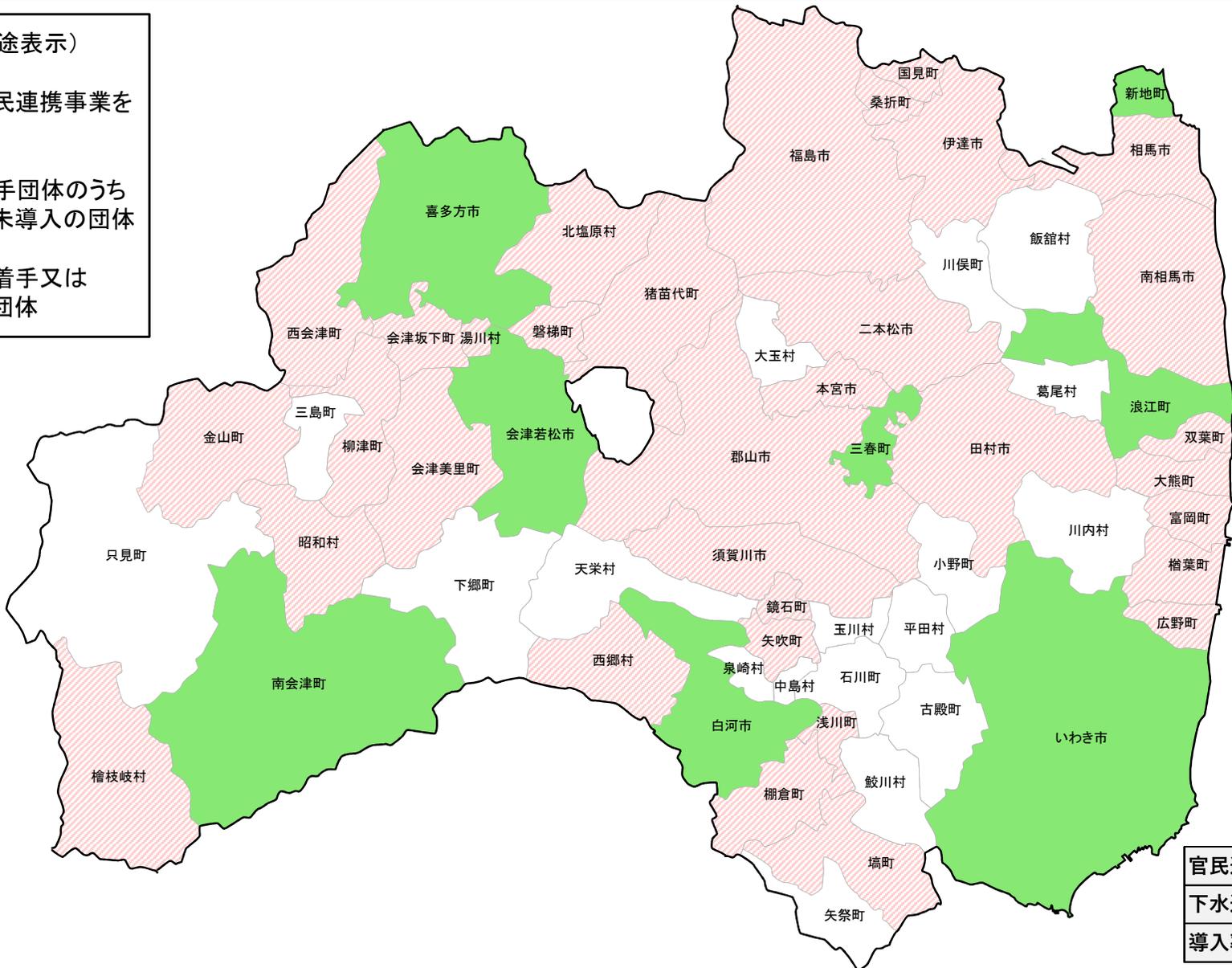
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
山形県	山形市(1,1,0)、鶴岡市(8,9,1)、酒田市(3,9,0)	上山市(1,0,0)	-	-	-	山形県(4)、鶴岡市、酒田市、寒河江市

(7) 福島県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- ▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	9
下水道事業着手団体数	43
導入率	20.9%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
福島県	福島県(3,3,0)、会津若松市(3,0,0)、いわき市(4,0,0)、白河市(1,0,0)、喜多方市(4,1,0)、南会津町(2,0,0)、三春町(1,0,1)、浪江町(1,1,0)、新地町(1,0,0)	-	いわき市(1,0,0)	-	-	福島県

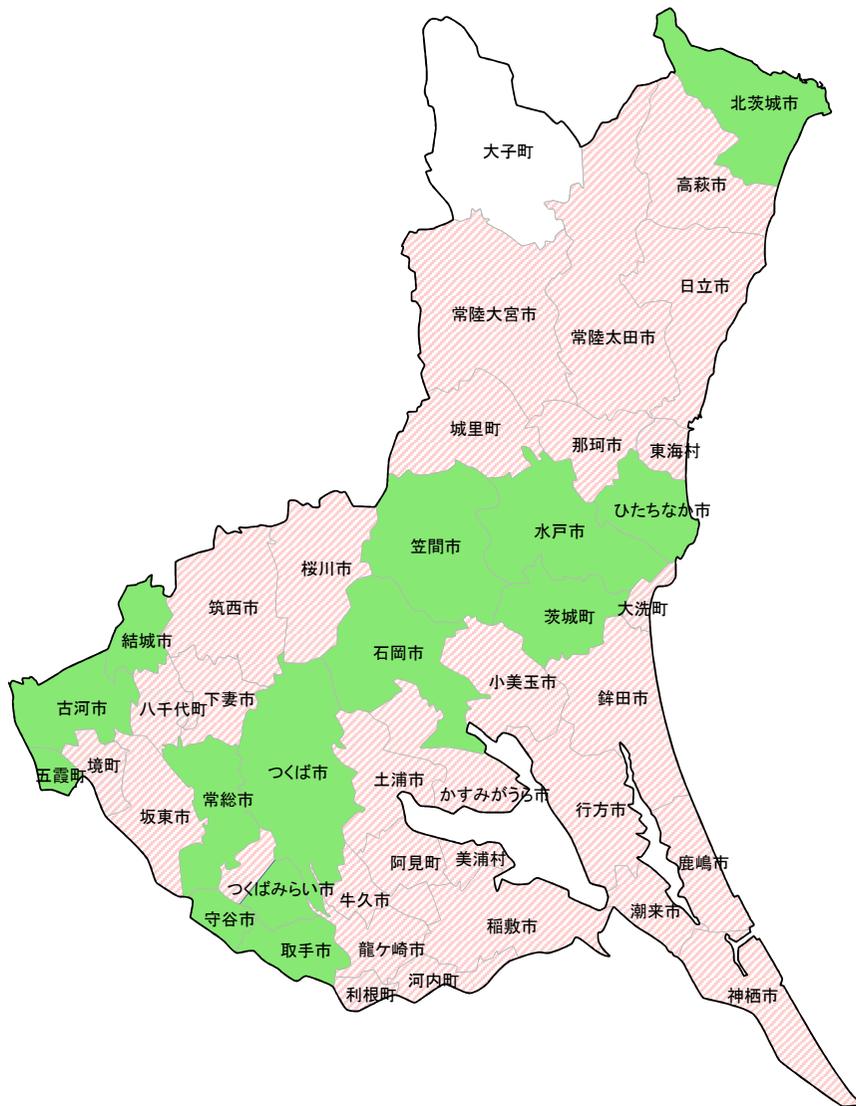
(8) 茨城県における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

■ : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体

▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体

□ : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

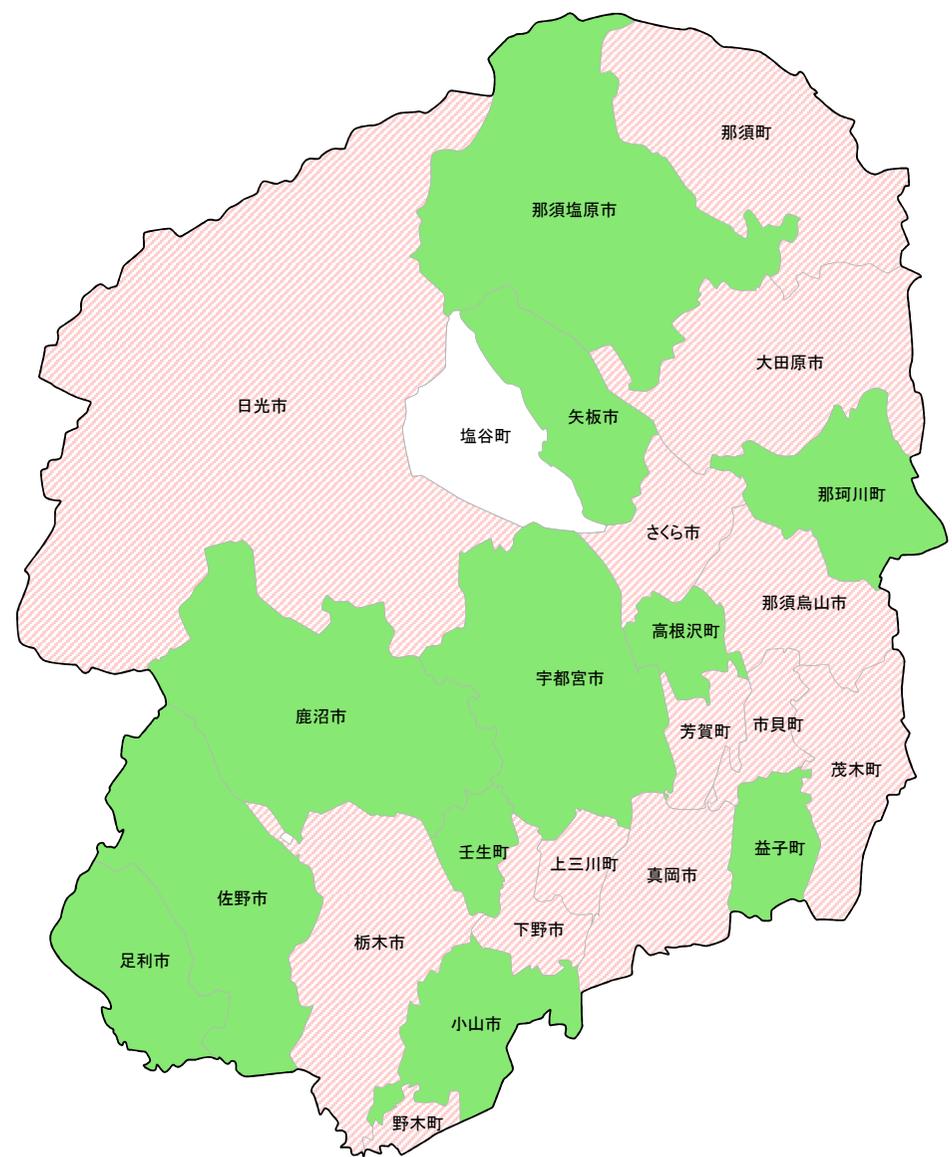
官民連携事業導入団体数	15
下水道事業着手団体数	46
導入率	32.6%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
茨城県	水戸市(3,6,0)、古河市(2,5,0)、石岡市(1,6,0)、結城市(1,0,0)、常総市(3,0,0)、北茨城市(1,0,0)、笠間市(2,0,0)、つくば市(0,29,0)、ひたちなか市(1,3,0)、守谷市(1,6,1)、つくばみらい市(1,3,0)、茨城町(1,2,0)、五霞町(1,0,0)、取手地方広域下水道組合(取手市、つくばみらい市)(1,10,0)	茨城県(9,29,8)	-	-	-	水戸市、守谷市

(9) 栃木県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

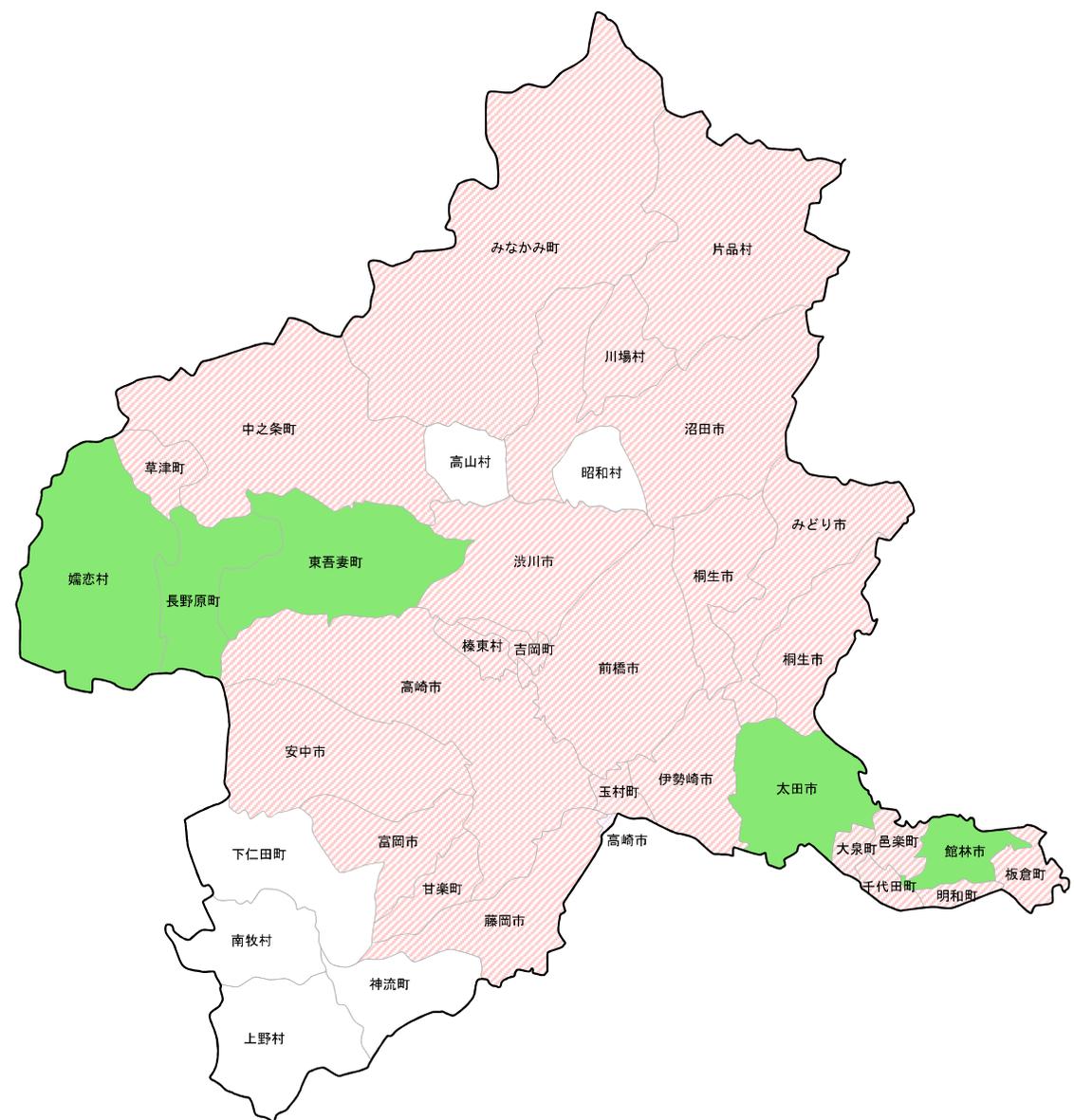
官民連携事業導入団体数	12
下水道事業着手団体数	25
導入率	48.0%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
栃木県	栃木県(6,12,0)、宇都宮市(5,4,0)、足利市(1,1,0)、佐野市(1,3,0)、矢板市(1,0,0)、那須塩原市(2,0,0)、益子町(1,0,0)、壬生町(1,0,0)、高根沢町(2,0,0)、那珂川町(2,0,0)	-	-	佐野市(1,0,0)、小山市(1,0,0)	-	栃木県(5)、宇都宮市、鹿沼市

(10) 群馬県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	6
下水道事業着手団体数	30
導入率	20.0%

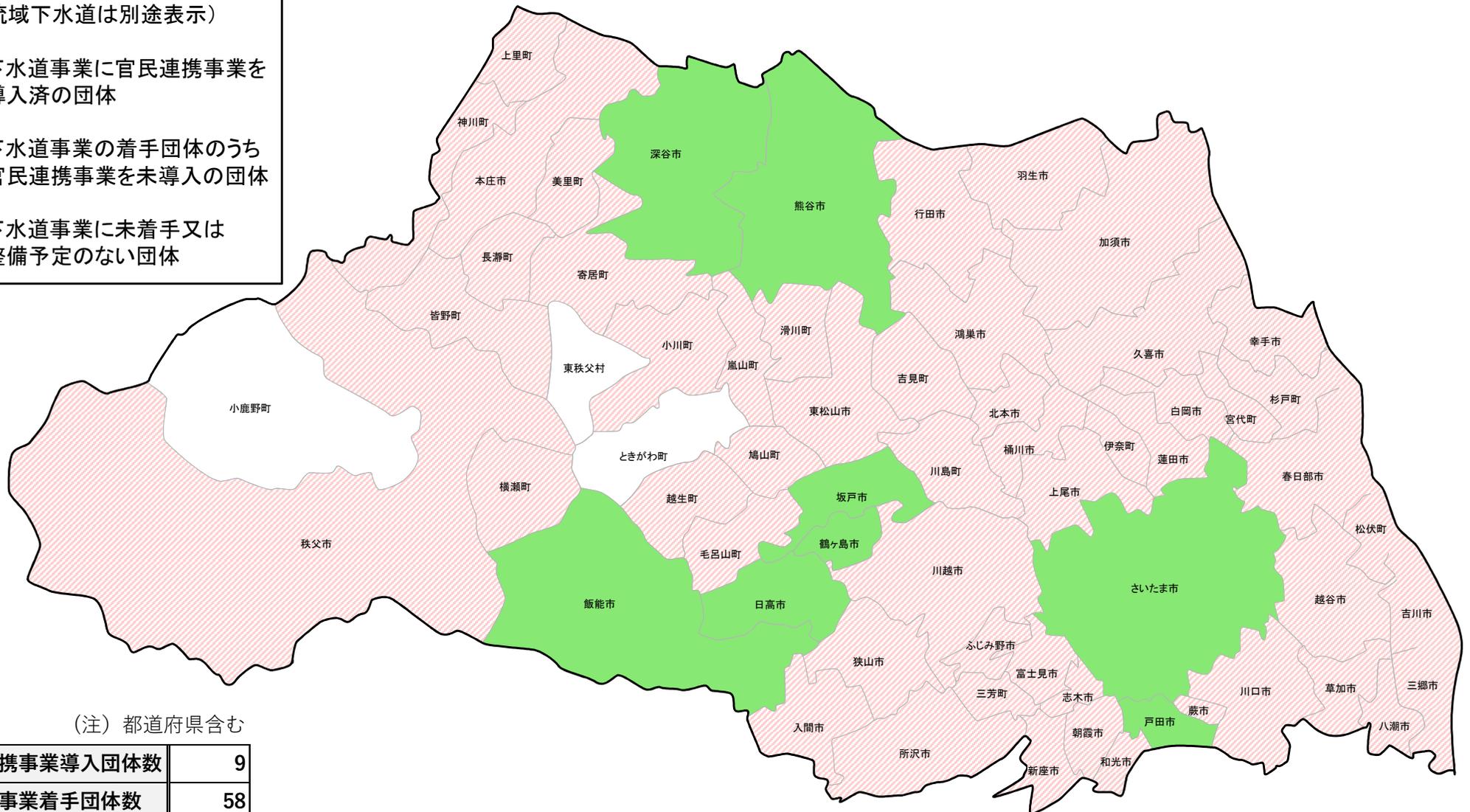
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
群馬県	群馬県(5,9,0)、太田市(2,3,0)、館林市(2,3,0)、長野原町(1,0,0)、嬬恋村(1,0,0)、東吾妻町(1,0,1)	-	-	-	-	-

(11) 埼玉県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- ▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

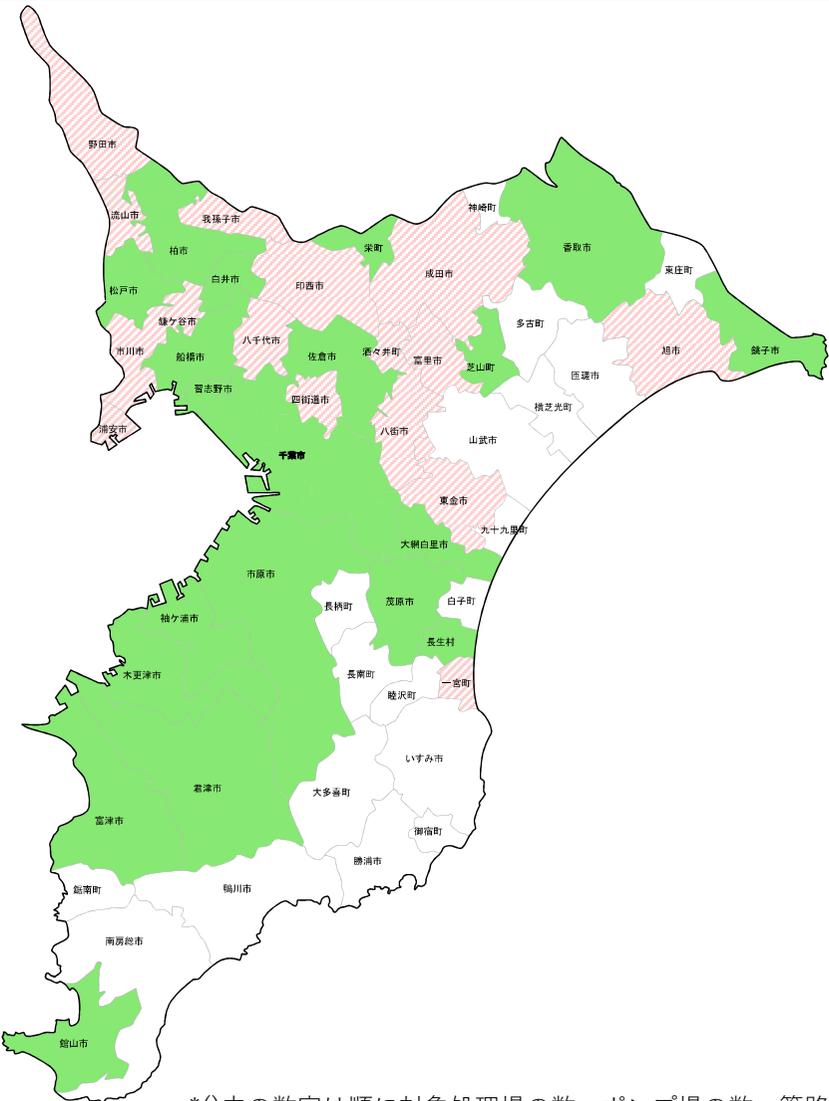
官民連携事業導入団体数	9
下水道事業着手団体数	58
導入率	15.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
埼玉県	埼玉県(3,2,0)、さいたま市(1,0,0)、熊谷市(1,3,0)、飯能市(2,4,0)、深谷市(2,0,0)、戸田市(0,2,0)、日高市(1,1,0)、坂戸・鶴ヶ島下水道組合(坂戸市、鶴ヶ島市)(2,3,0)	-	埼玉県(1,0,0)	-	-	埼玉県(2)

(12) 千葉県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	21
下水道事業着手団体数	36
導入率	58.3%

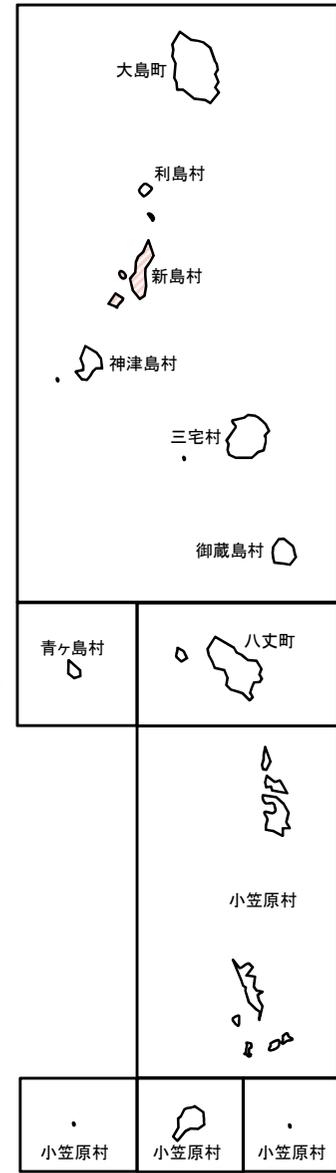
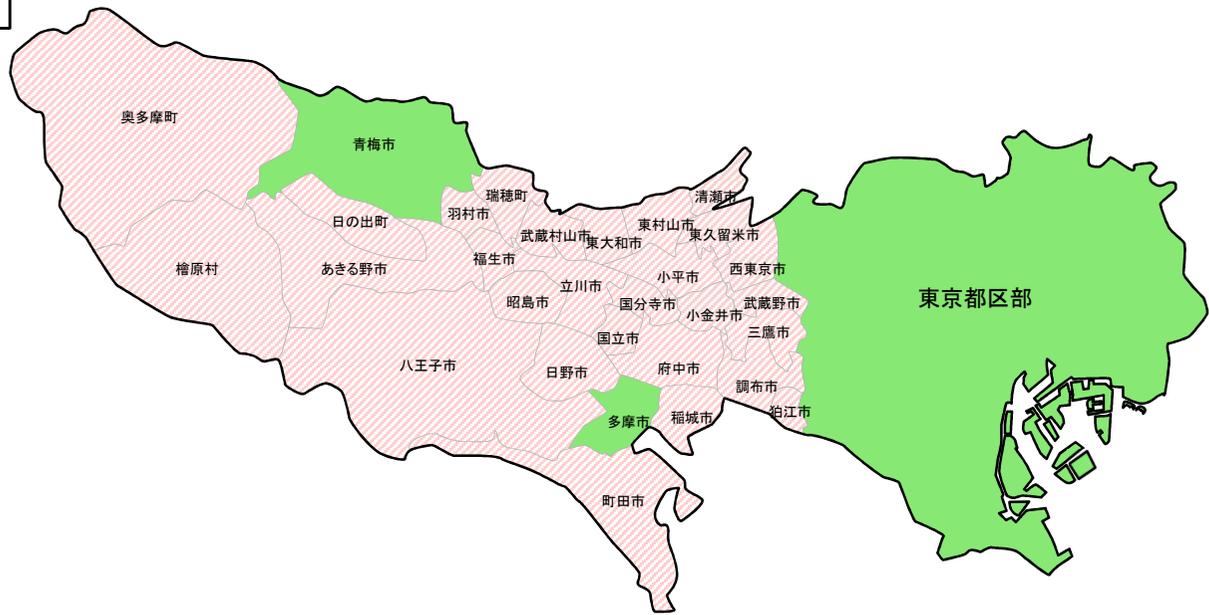
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンサル方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
千葉県	千葉県(3,10,3)、千葉市(2,20,1)、銚子市(1,1,0)、船橋市(1,1,0)、館山市(1,0,0)、木更津市(1,10,0)、松戸市(0,0,1)、茂原市(1,2,0)、佐倉市(0,6,0)、習志野市(1,2,0)、柏市(0,0,1)、市原市(1,4,0)、袖ヶ浦市(1,0,0)、白井市(0,1,0)、香取市(2,4,0)、大網白里市(1,9,0)、栄町(1,5,0)、芝山町(1,0,0)、長生村(1,0,0)、君津富津広域下水道組合(君津市、富津市)(1,2,0)	-	千葉市(1,0,0)、市原市(1,0,0)	-	-	船橋市(2)

(13) 東京都における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- ▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

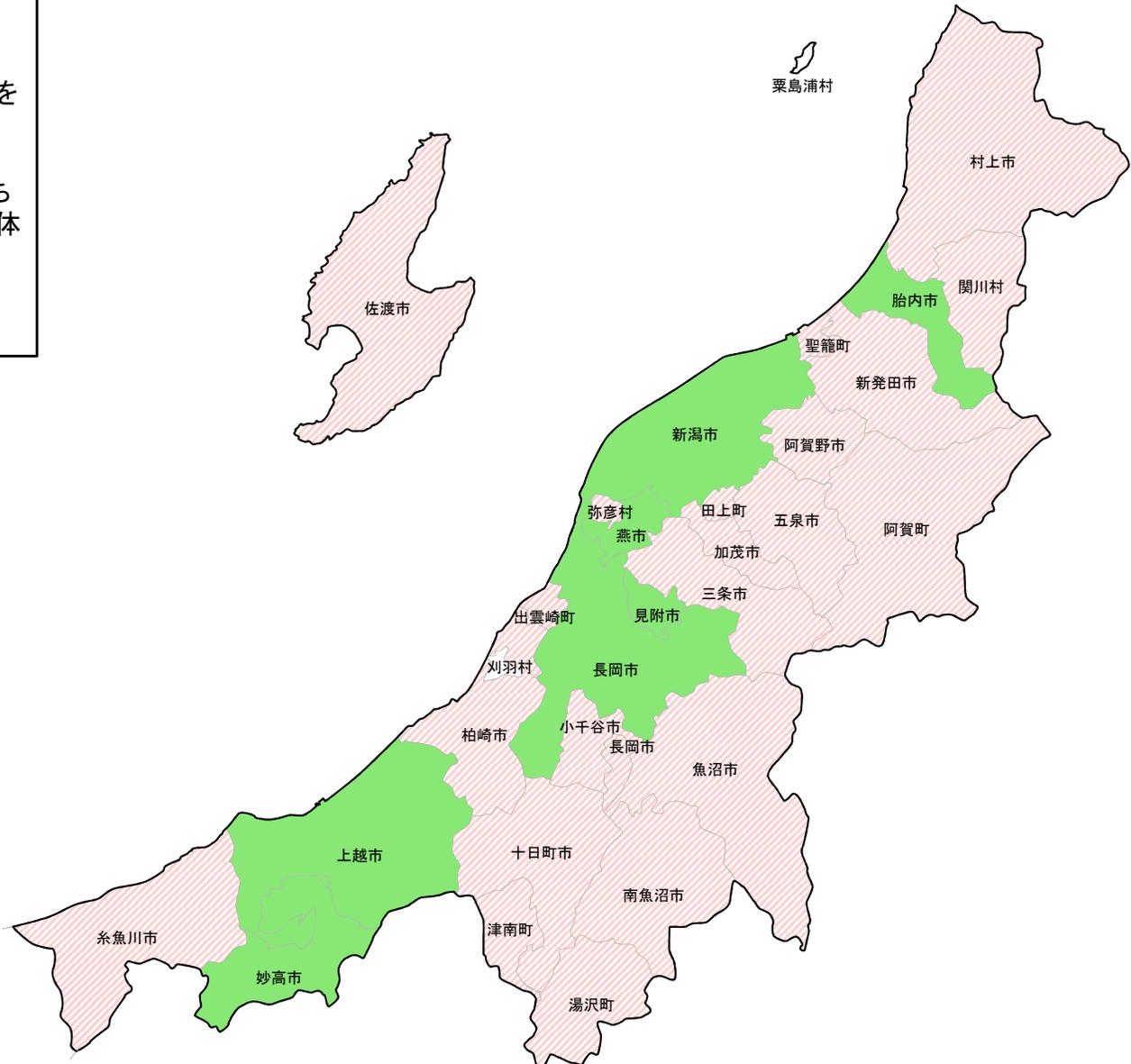
官民連携事業導入団体数	3
下水道事業着手団体数	33
導入率	9.1%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
東京都	東京都(3,0,0)、青梅市(0,0,1)、多摩市(0,3,1)	-	東京都(3,0,0)	東京都(1,0,0)	-	東京都

(15)新潟県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

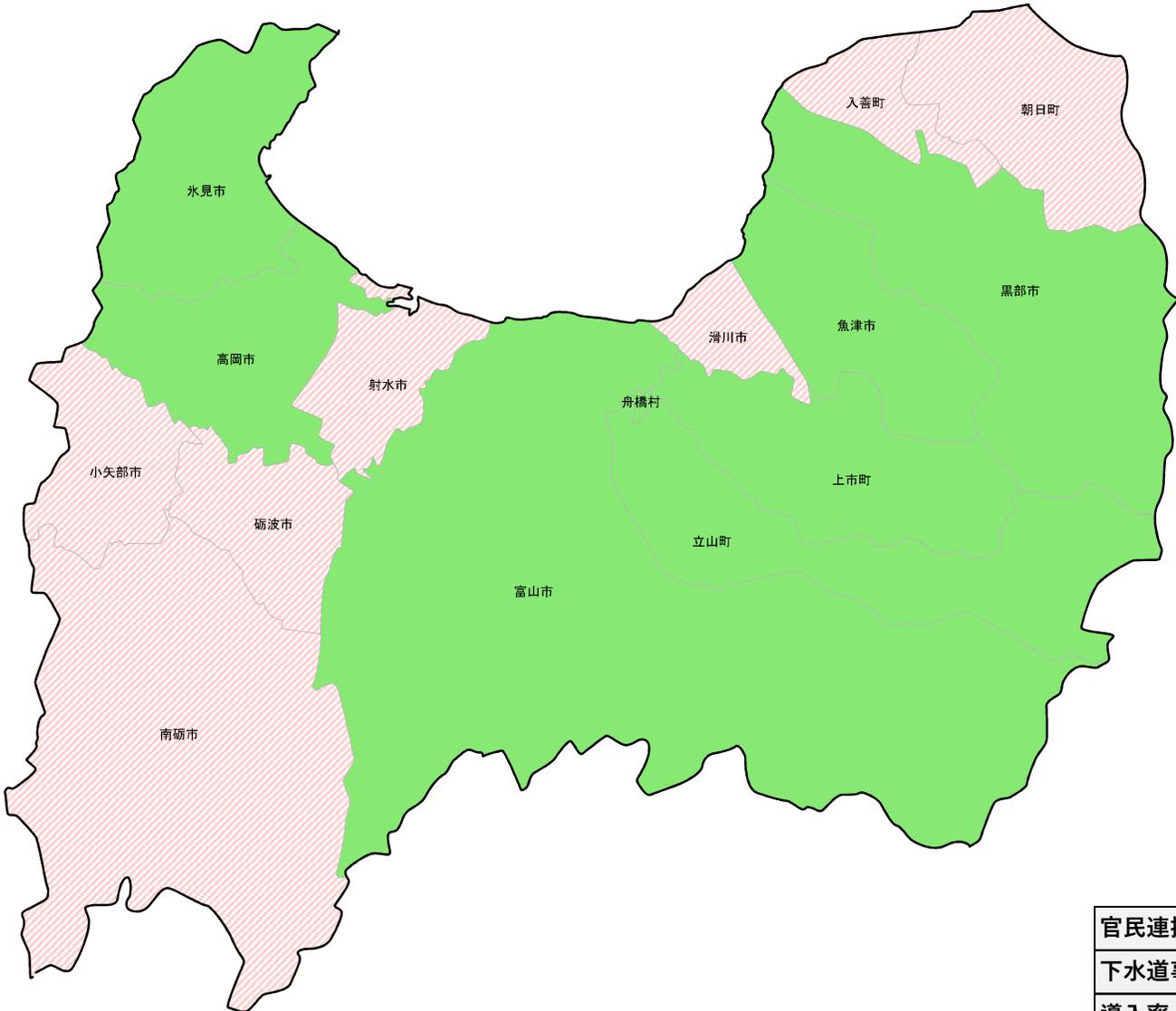
官民連携事業導入団体数	7
下水道事業着手団体数	29
導入率	24.1%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンサル方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
新潟県	新潟市(2,0,1)、長岡市(7,0,0)、見附市(2,1,0)、燕市(0,1,0)、妙高市(4,0,1)、上越市(5,0,0)、胎内市(1,0,0)	-	-	-	-	-

(16) 富山県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

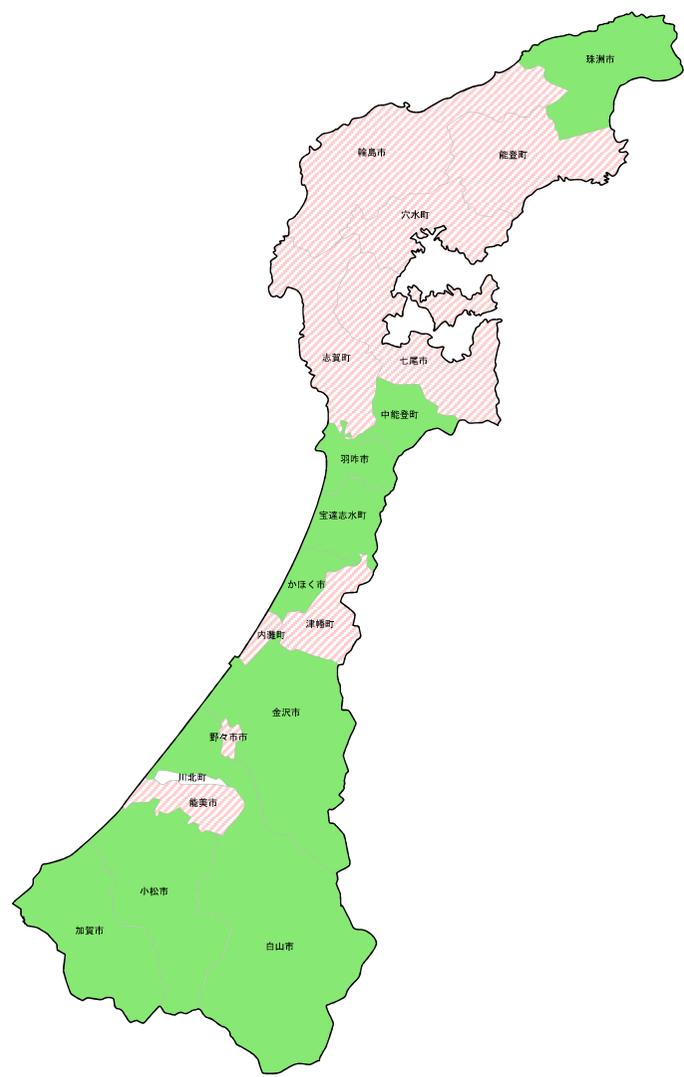
官民連携事業導入団体数	9
下水道事業着手団体数	15
導入率	60.0%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
富山県	富山市(2,0,0)、高岡市(3,6,0)、魚津市(2,2,0)、氷見市(2,1,0)、黒部市(2,3,0)、中新川広域行政事務組合(上市町、立山町、舟橋村)(1,1,0)	富山県(2,2,2)	-	黒部市(1,0,0)	-	富山市

(17) 石川県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

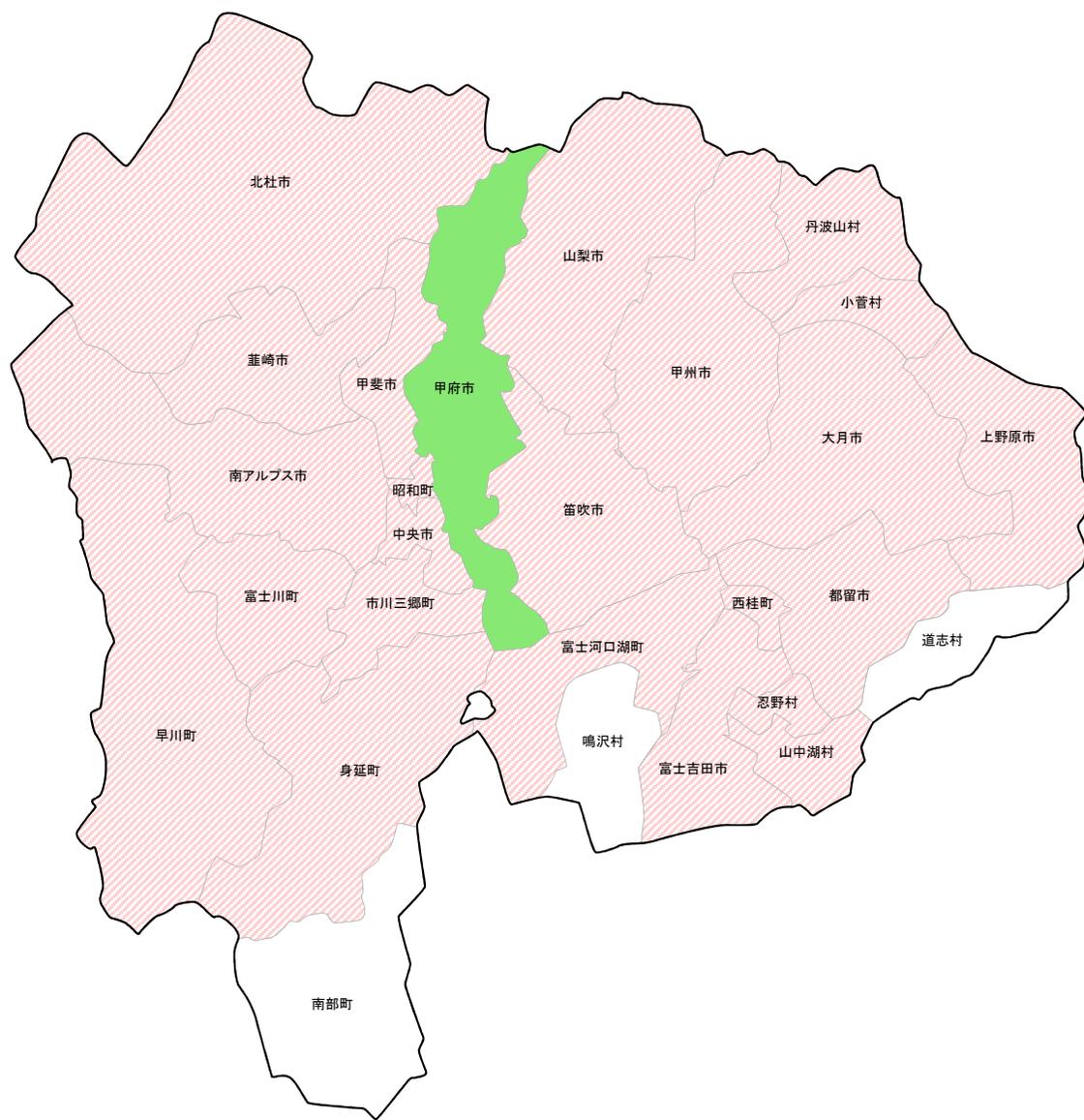
官民連携事業導入団体数	10
下水道事業着手団体数	19
導入率	52.6%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設 併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
石川県	金沢市(2,4,0)、小松市(1,7,0)、珠洲市(2,2,0)、加賀市(1,4,0)、羽咋市(2,1,0)、かほく市(2,3,1)、白山市(12,2,0)、宝達志水町(4,0,0)、中能登町(5,0,1)	石川県(3,5,3)	-	-	-	金沢市、中能登町

(19) 山梨県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

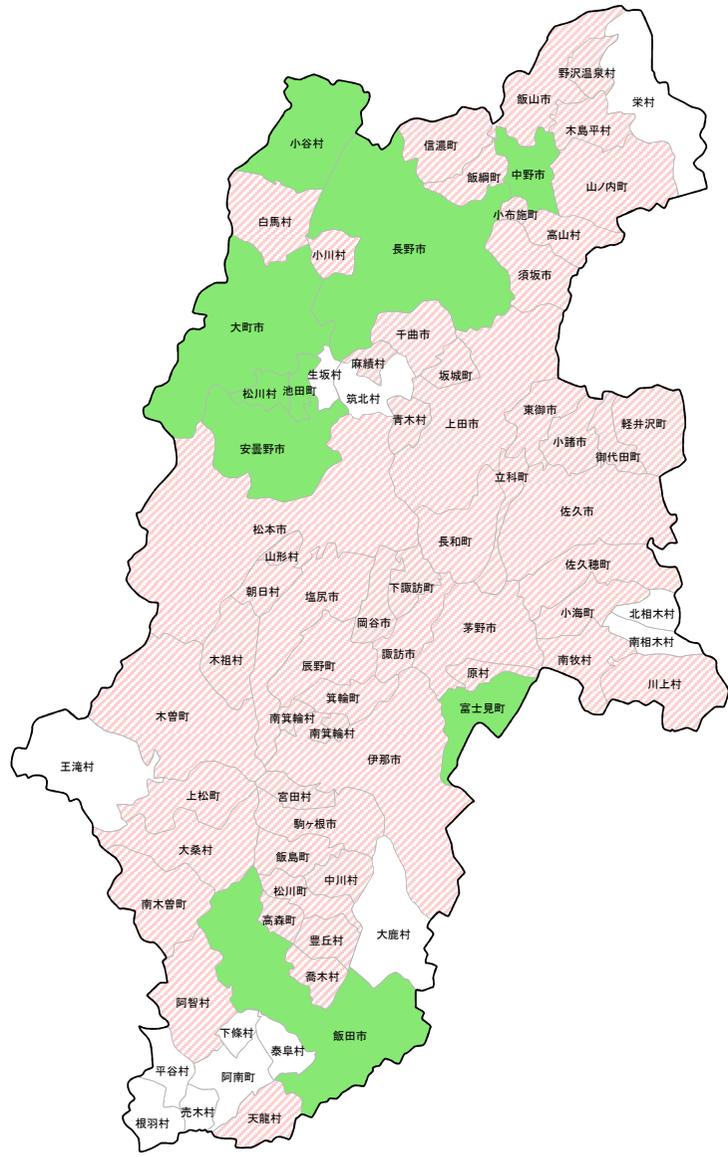
官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	25
導入率	8.0%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンサル方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
山梨県	山梨県(4,16,4)、甲府市(1,2,0)	-	-	-	-	-

(20) 長野県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

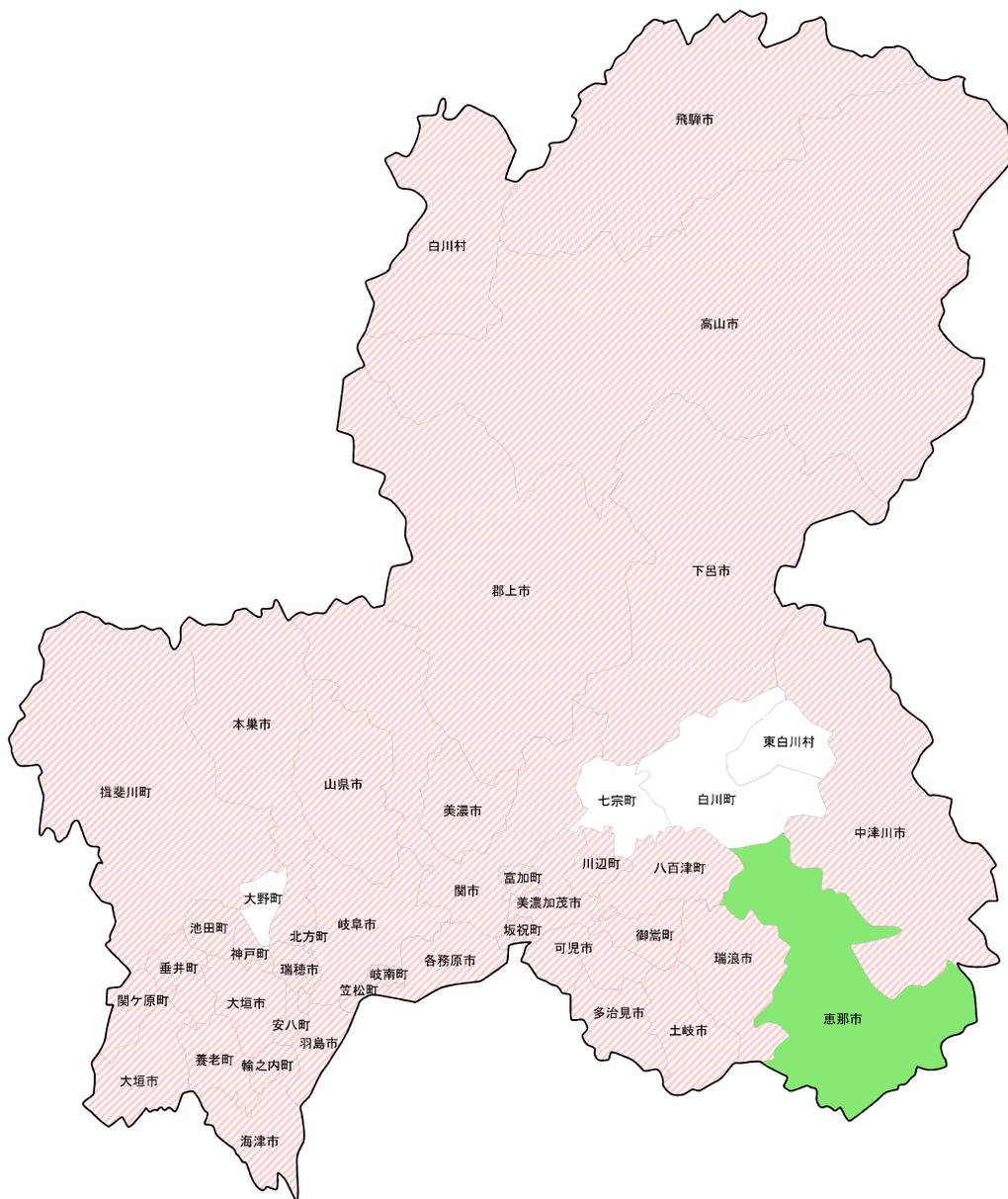
官民連携事業導入団体数	10
下水道事業着手団体数	66
導入率	15.2%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンサル方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
長野県	長野県(3,4,1)、長野市(6,3,0)、飯田市(4,0,0)、中野市(4,0,0)、大田市(1,0,0)、安曇野市(1,0,1)、富士見町(2,0,0)、池田町(1,0,0)、松川村(1,0,0)、小谷村(1,0,0)	-	-	-	-	長野県(2)

(21) 岐阜県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	1
下水道事業着手団体数	39
導入率	2.6%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンサル方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
岐阜県	恵那市(5,0,0)	-	-	-	-	-

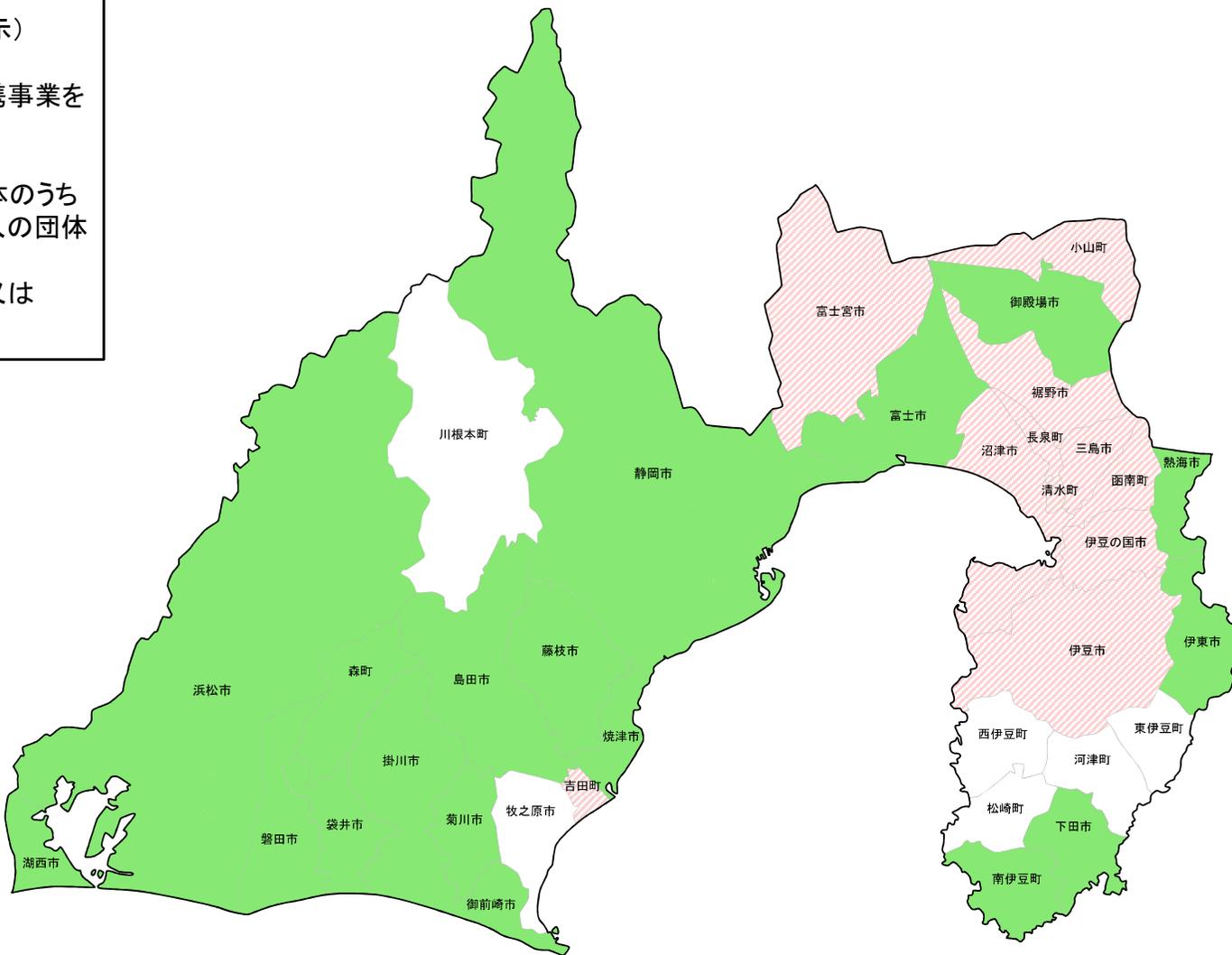
(22) 静岡県における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

■ : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体

▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体

□ : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	19
下水道事業着手団体数	30
導入率	63.3%

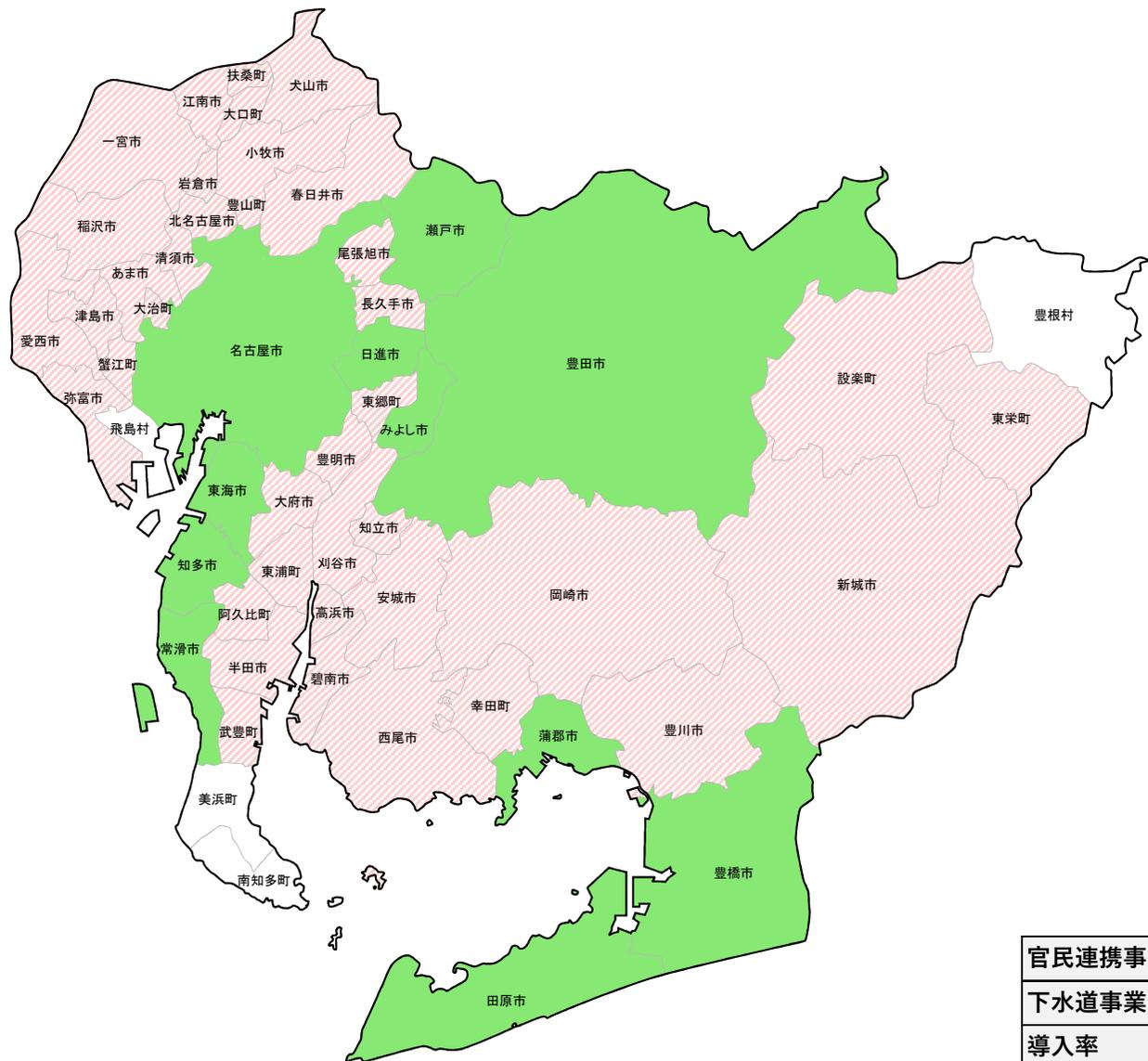
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
静岡県	静岡県(2,1,0)、静岡市(4,10,0)、浜松市(10,15,0)、熱海市(1,2,0)、伊東市(2,2,1)、島田市(1,0,0)、富士市(2,0,1)、磐田市(1,0,0)、焼津市(1,1,0)、掛川市(3,0,0)、藤枝市(1,5,0)、御殿場市(1,1,0)、袋井市(2,0,0)、下田市(1,3,0)、湖西市(1,0,0)、御前崎市(2,0,0)、菊川市(1,0,0)、南伊豆町(1,1,0)、森町(1,0,0)	-	静岡市(1,0,0)	-	浜松市(1,2,0)	島田市、富士市(4)、藤枝市(2)

(23) 愛知県における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

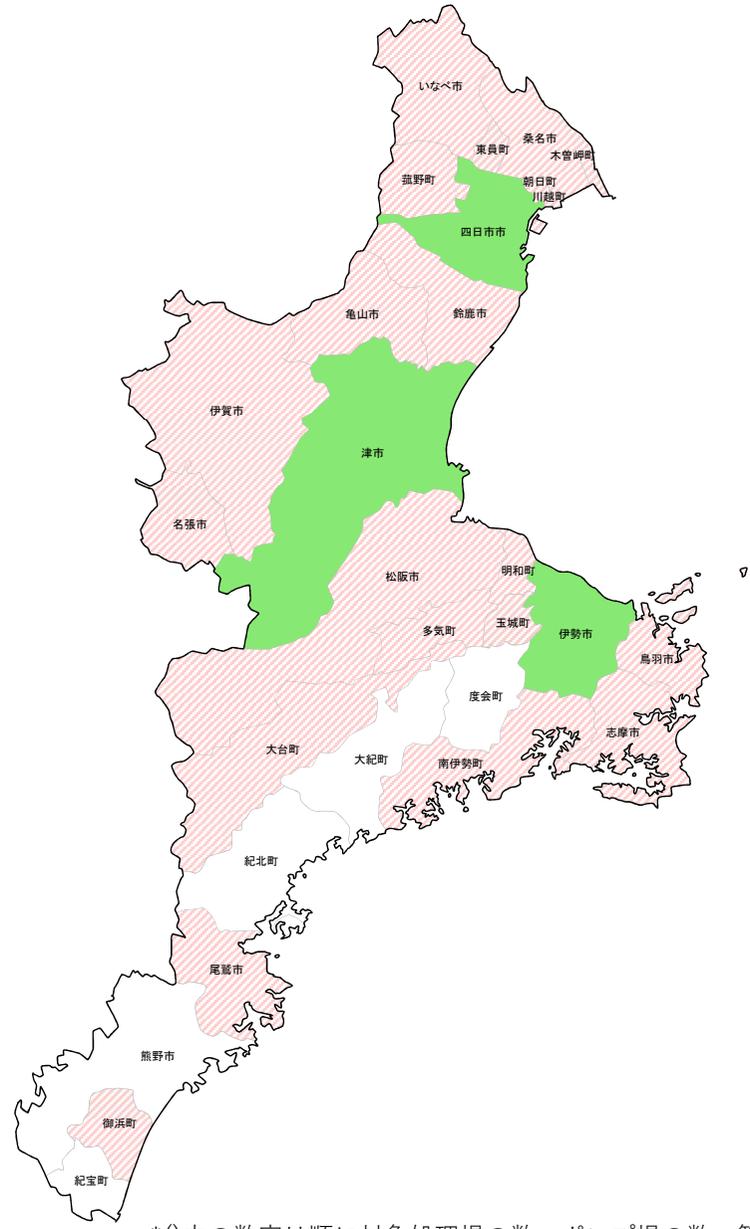
官民連携事業導入団体数	12
下水道事業着手団体数	51
導入率	23.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッ ション方式)*	民間収益施設併 設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
愛知県	瀬戸市(2,0,0)、豊田市(2,6,1)、蒲郡市(1,3,0)、常滑市(1,1,0)、東海市(1,7,0)、知多市(1,9,0)、日進市(2,0,0)、田原市(3,4,0)、みよし市(0,0,1)	愛知県(11,9,0)	愛知県(1,0,0)、名古屋市(1,0,0)	愛知県(1,0,0)、豊橋市(1,0,0)	-	愛知県(3)、名古屋市(8)

(24) 三重県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

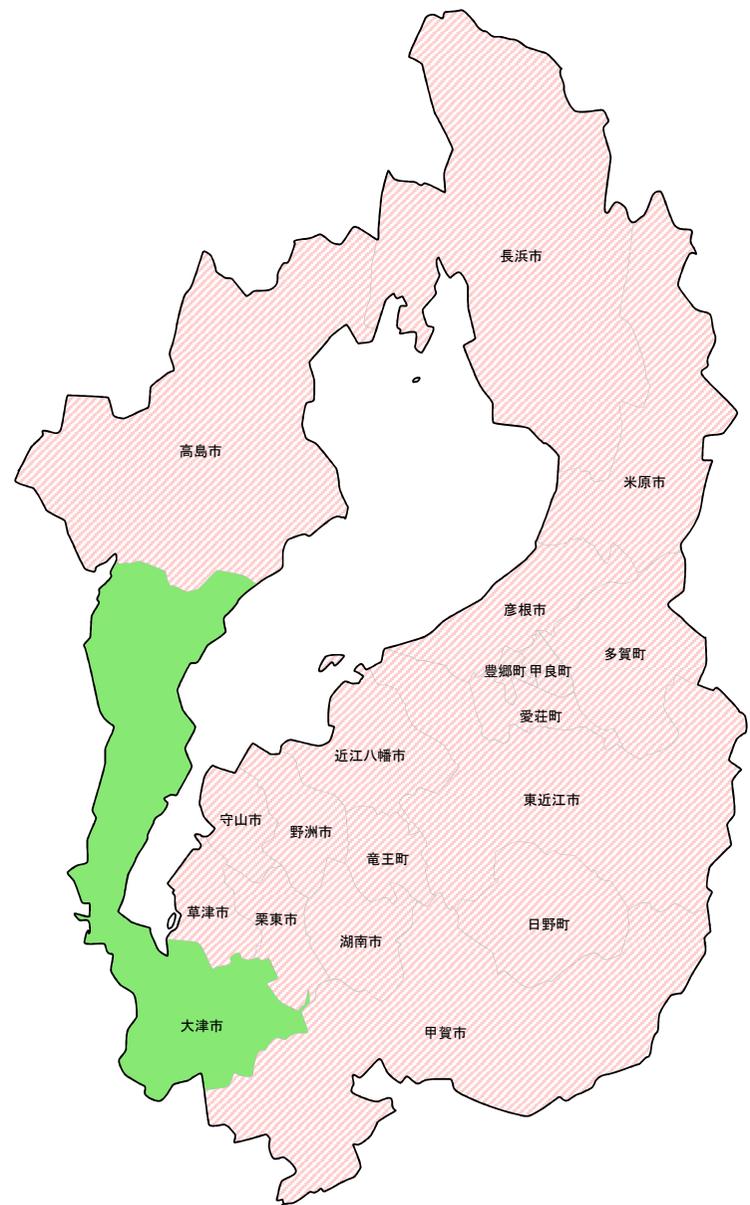
官民連携事業導入団体数	4
下水道事業着手団体数	25
導入率	16.0%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンサル方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
三重県	津市(2,18,0)、四日市市(1,46,1)、伊勢市(1,0,0)	三重県(6,8,0)	-	-	-	-

(25) 滋賀県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

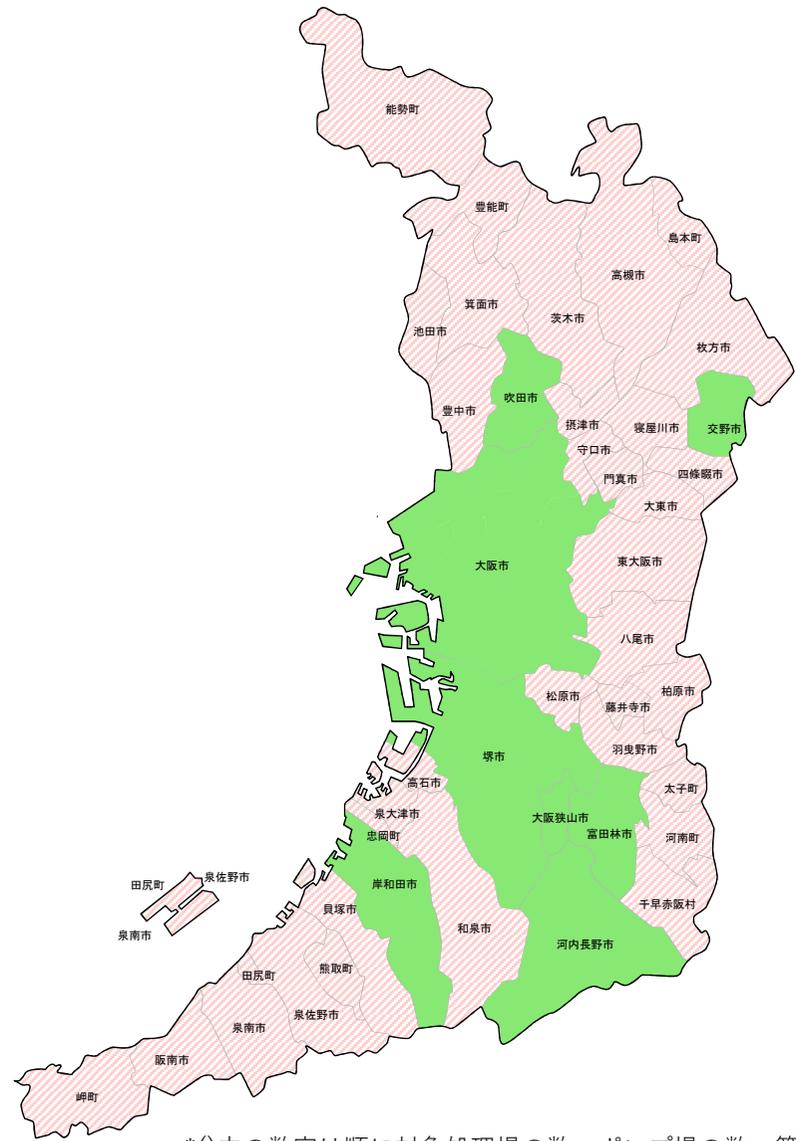
官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	20
導入率	10.0%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
滋賀県	滋賀県(3,12,0)、大津市(1,10,1)	-	滋賀県(3,0,0)	-	-	滋賀県

(27) 大阪府における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

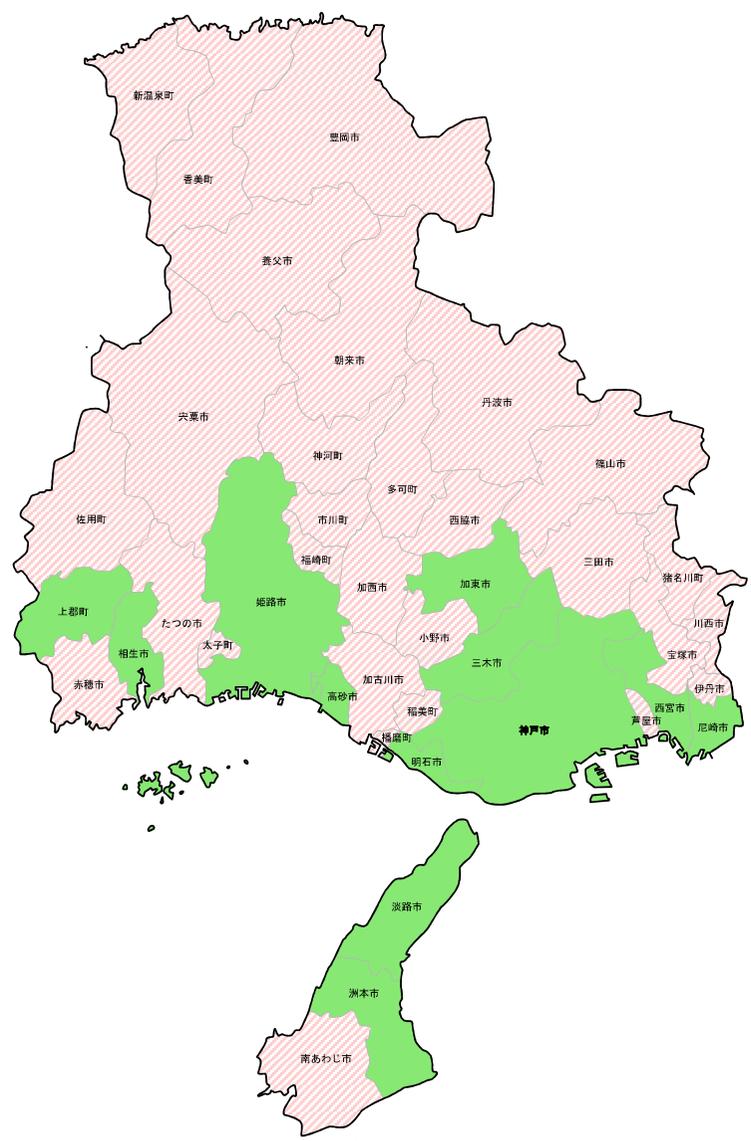
官民連携事業導入団体数	9
下水道事業着手団体数	44
導入率	20.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
大阪府	大阪府(14,39,0)、大阪市(12,49,1)、堺市(2,0,3)、岸和田市(2,5,0)、吹田市(0,0,1)、河内長野市(0,0,1)、交野市(0,0,1)、大阪狭山市(0,0,1)	-	大阪府(1,0,0)、大阪市(2,0,0)	大阪市(2,0,0)、富田林市(0,0,1)	-	大阪府(5)、大阪市(4)、堺市

(28) 兵庫県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

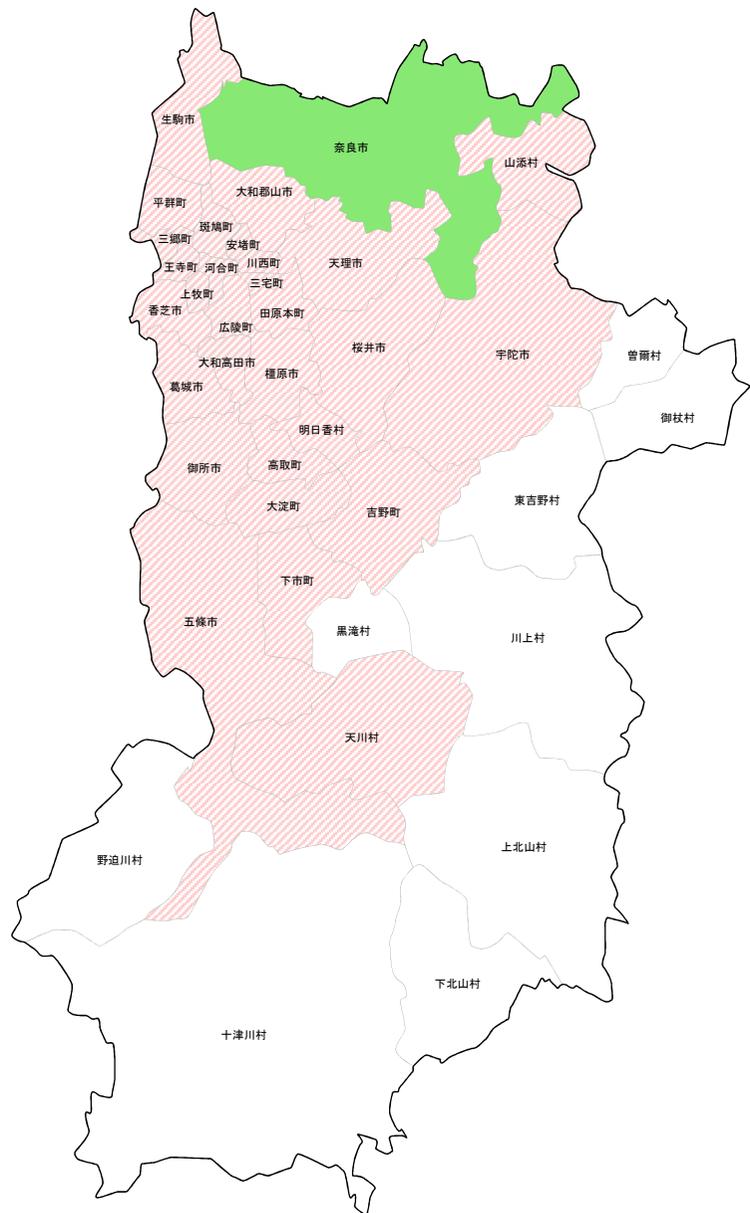
官民連携事業導入団体数	13
下水道事業着手団体数	43
導入率	30.2%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
兵庫県	兵庫県(7,8,0)、神戸市(4,8,0)、姫路市(3,7,1)、尼崎市(1,7,0)、明石市(2,2,0)、西宮市(3,14,0)、洲本市(2,5,0)、相生市(1,0,0)、三木市(1,0,0)、淡路市(4,2,0)、加東市(1,3,0)、上郡町(1,2,0)	-	兵庫県(2,0,0)、神戸市(2,1,0)	-	-	神戸市(2)、高砂市

(29) 奈良県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	31
導入率	6.5%

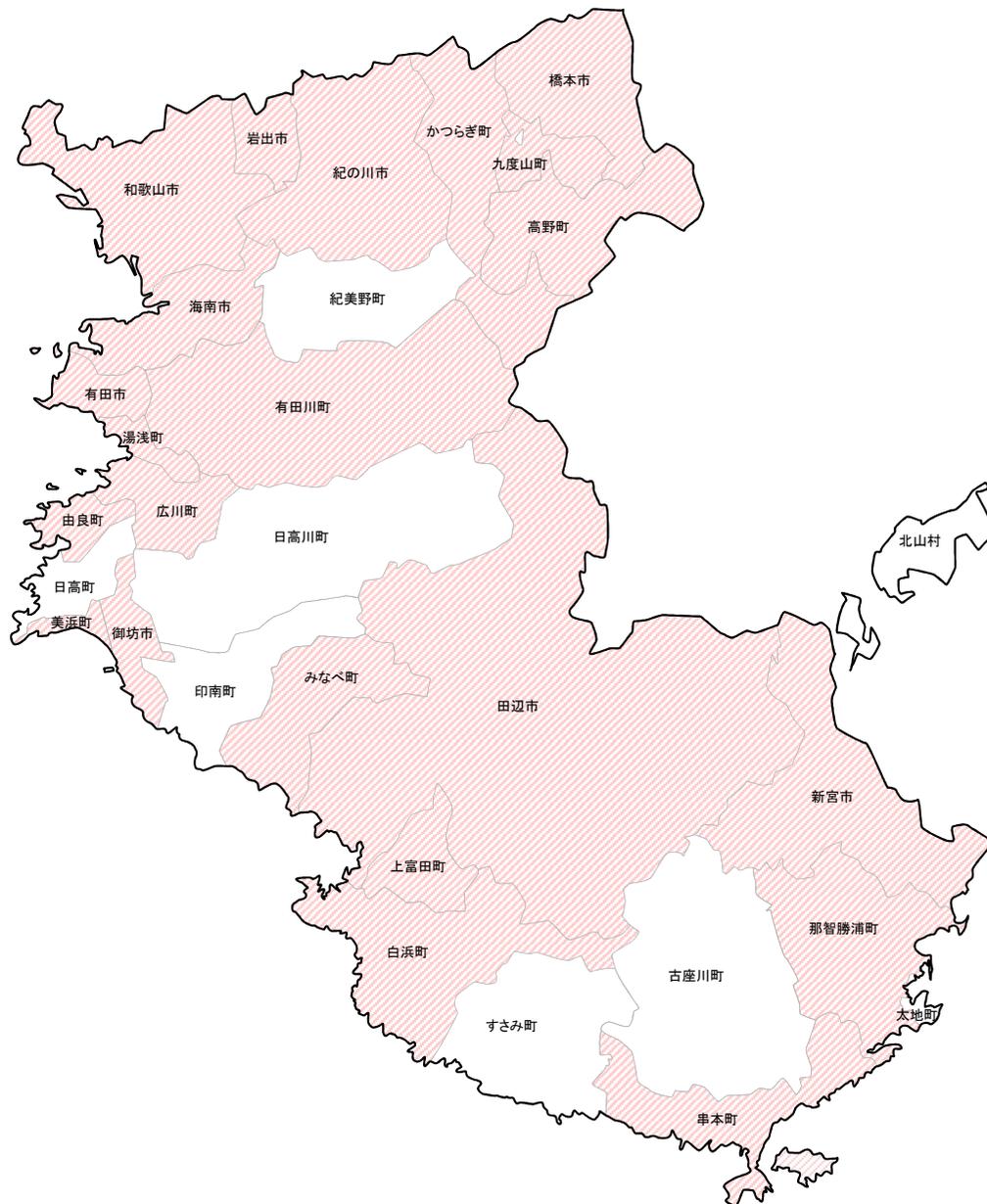
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンサル方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
奈良県	奈良市(4,3,1)	奈良県(4,7,4)	-	-	-	-

(30) 和歌山県における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	1
下水道事業着手団体数	24
導入率	4.2%

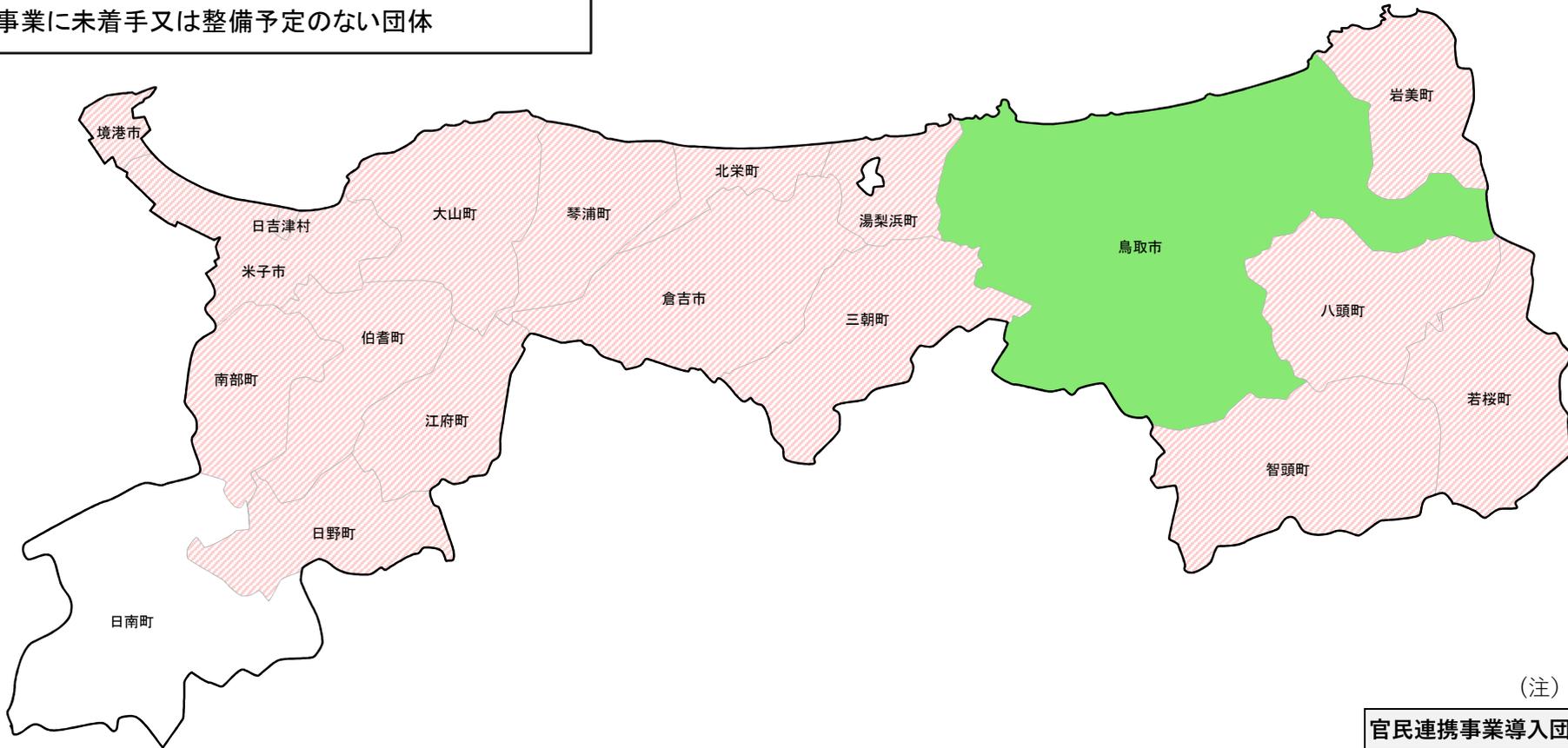
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッ ション方式)*	民間収益施設 併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
和歌山県	-	和歌山県(2,3,2)	-	-	-	-

(31) 鳥取県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

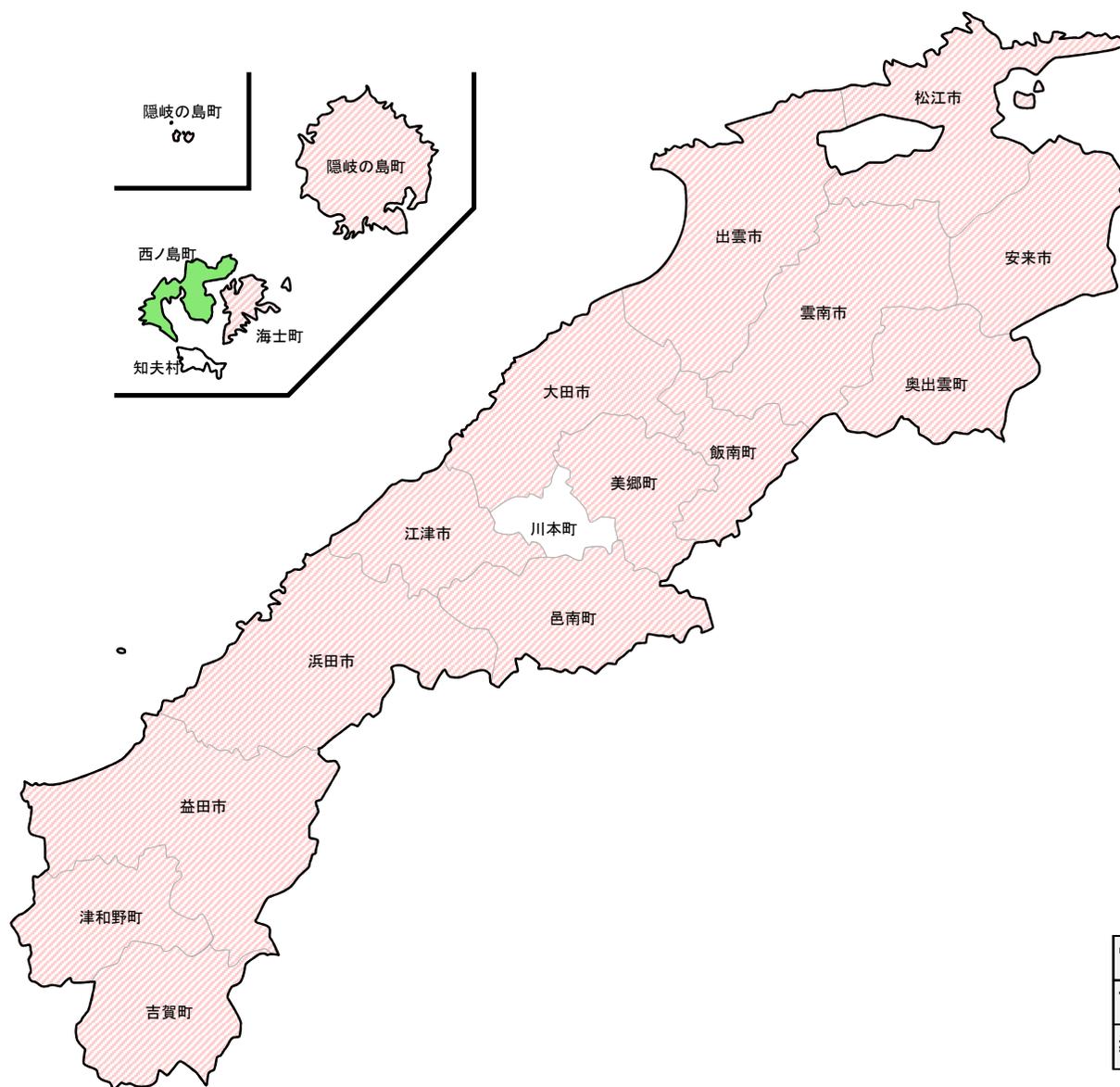
官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	19
導入率	10.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設 併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
鳥取県	鳥取市(9,19,4)	鳥取県(1,1,1)	-	-	-	鳥取市

(32) 島根県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	19
導入率	10.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託		指定管理者制度		DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンサル方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*		処理場・ポンプ場・管路施設*					
島根県	島根県(2,7,0)		西ノ島町(1,0,0)		-	-	-	島根県(2)

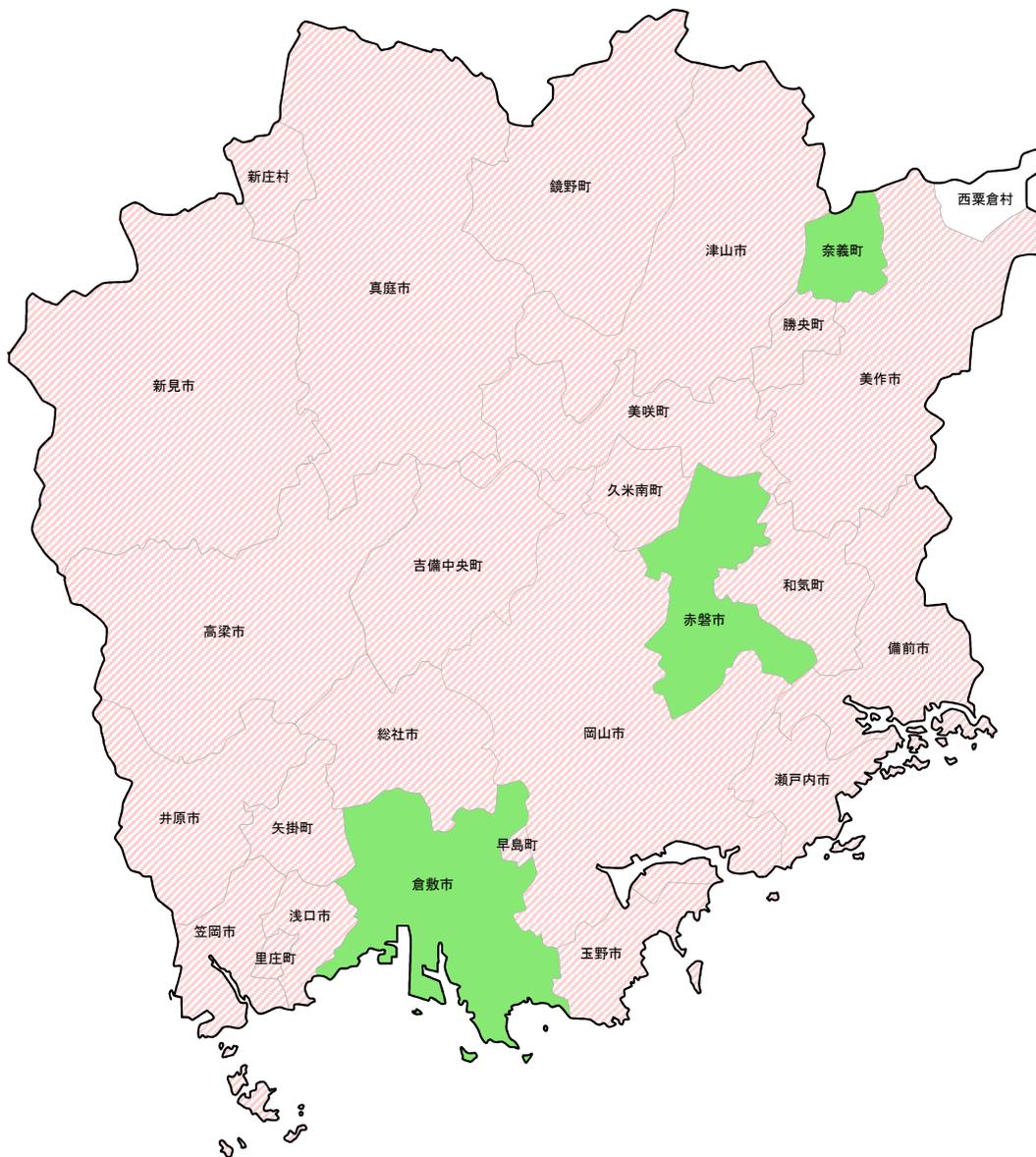
(33) 岡山県における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

 : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体

 : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体

 : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	3
下水道事業着手団体数	27
導入率	11.1%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
岡山県	倉敷市(4,24,0)、赤磐市(1,2,0)	奈義町(1,0,0)	-	-	-	-

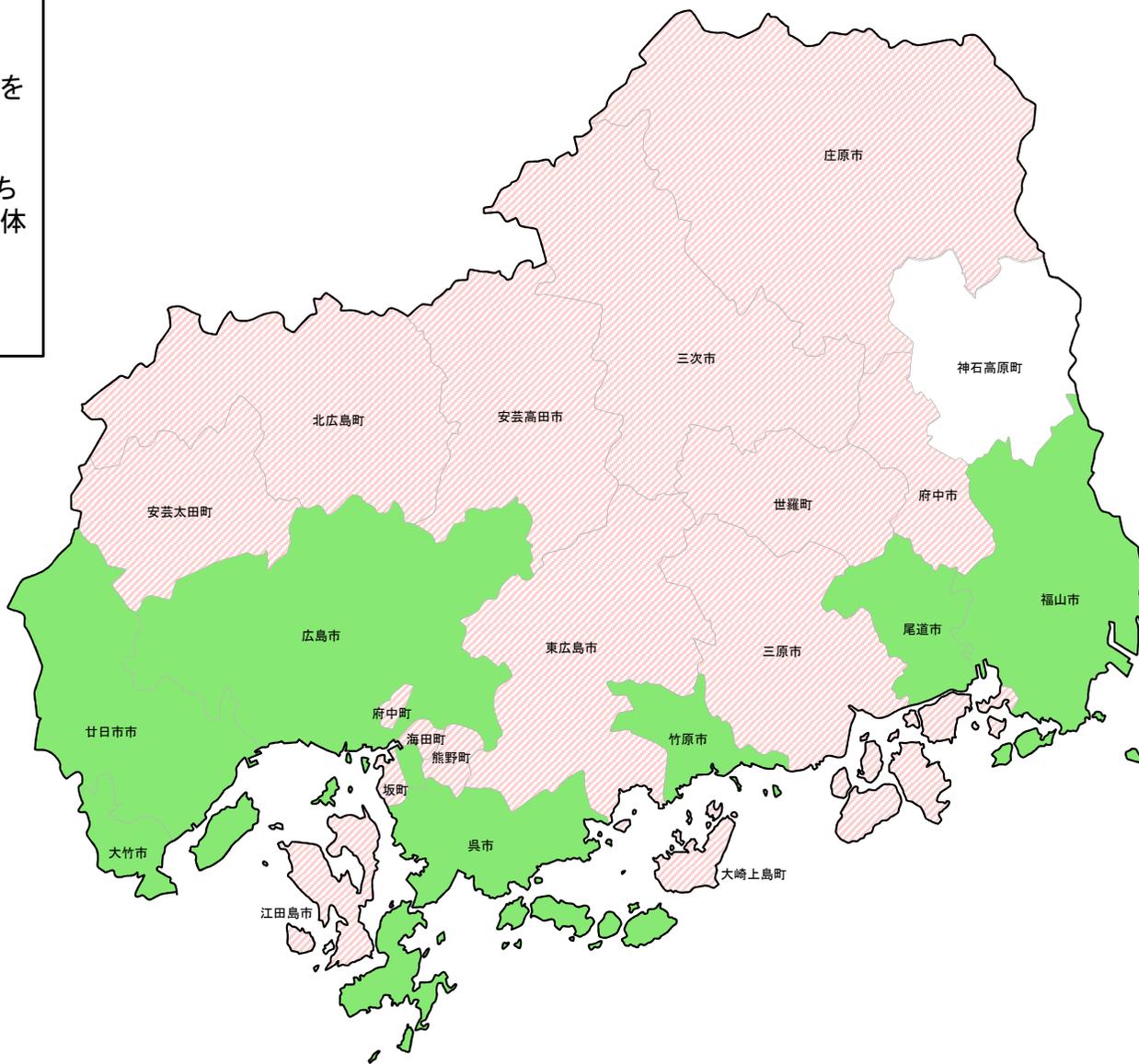
(34) 広島県における官民連携事業の実施状況

凡例(流域下水道は別途表示)

■ : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体

▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体

□ : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	8
下水道事業着手団体数	23
導入率	34.8%

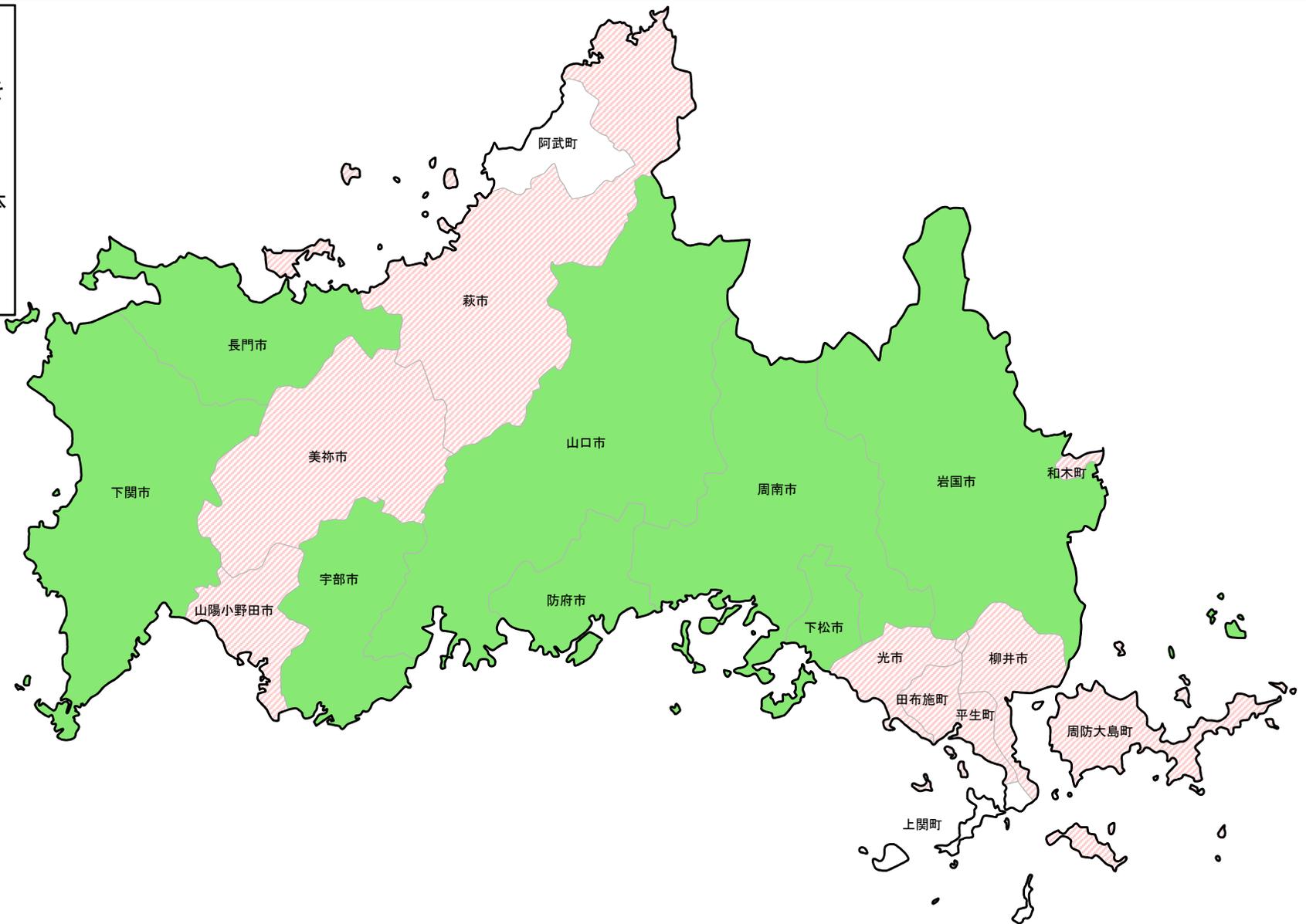
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
広島県	広島市(1,20,0)、呉市(2,24,0)、竹原市(1,1,0)、尾道市(3,1,0)、福山市(1,8,0)、大竹市(1,7,0)、廿日市市(2,4,0)	広島市(1,0,0)	広島県(1,0,0)、広島市(1,0,0)、福山市(1,0,0)	-	-	広島県、広島市

(35) 山口県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- ▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	9
下水道事業着手団体数	19
導入率	47.4%

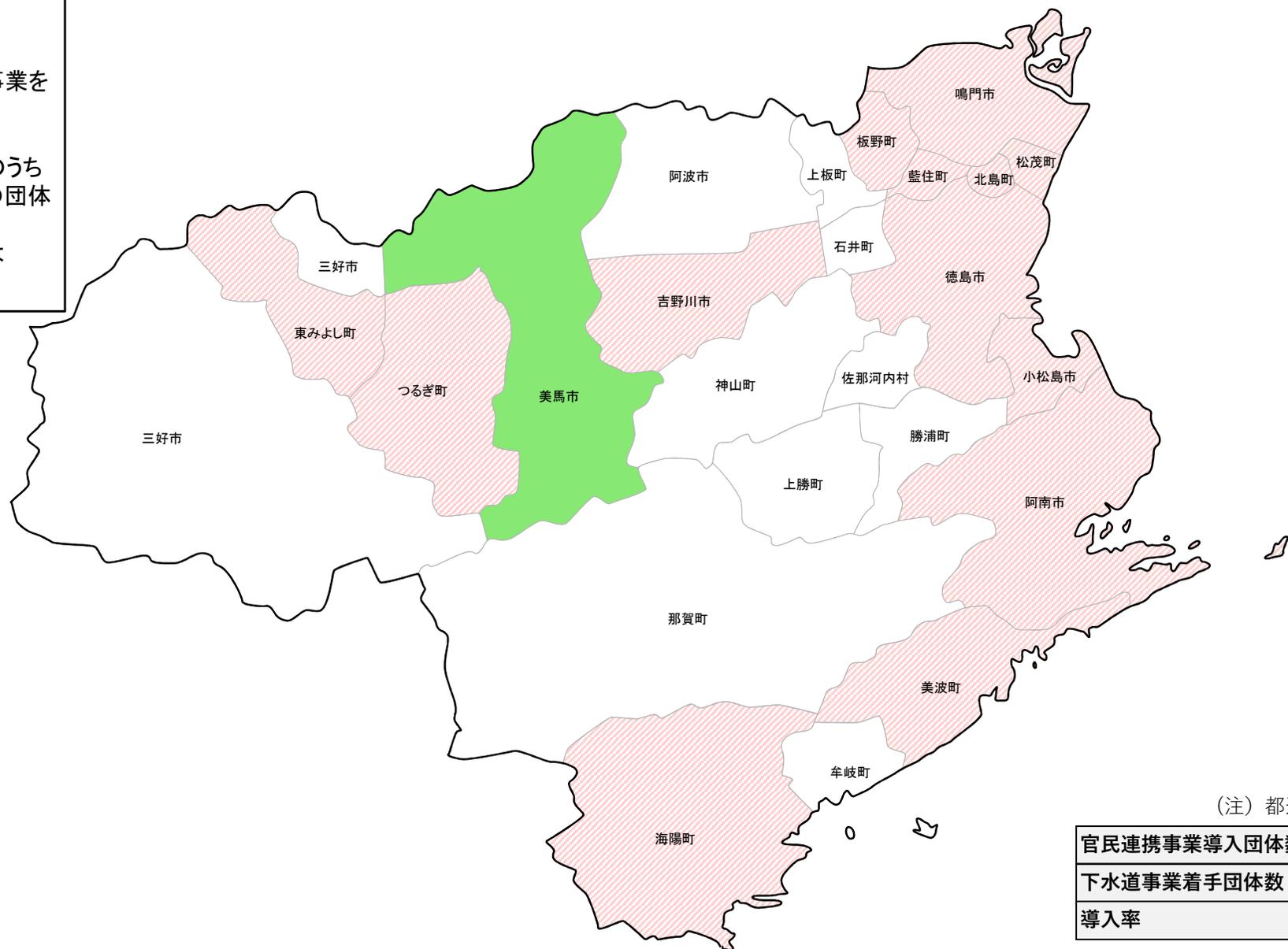
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
山口県	宇部市(1,15,1)、山口市(5,6,0)、防府市(1,12,0)、下松市(1,2,0)、岩国市(1,0,0)、長門市(2,6,0)	山口県(2,0,2)	宇部市(0,1,0)	-	-	下関市、山口市、周南市(2)

(36) 徳島県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- ▨ : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	15
導入率	13.3%

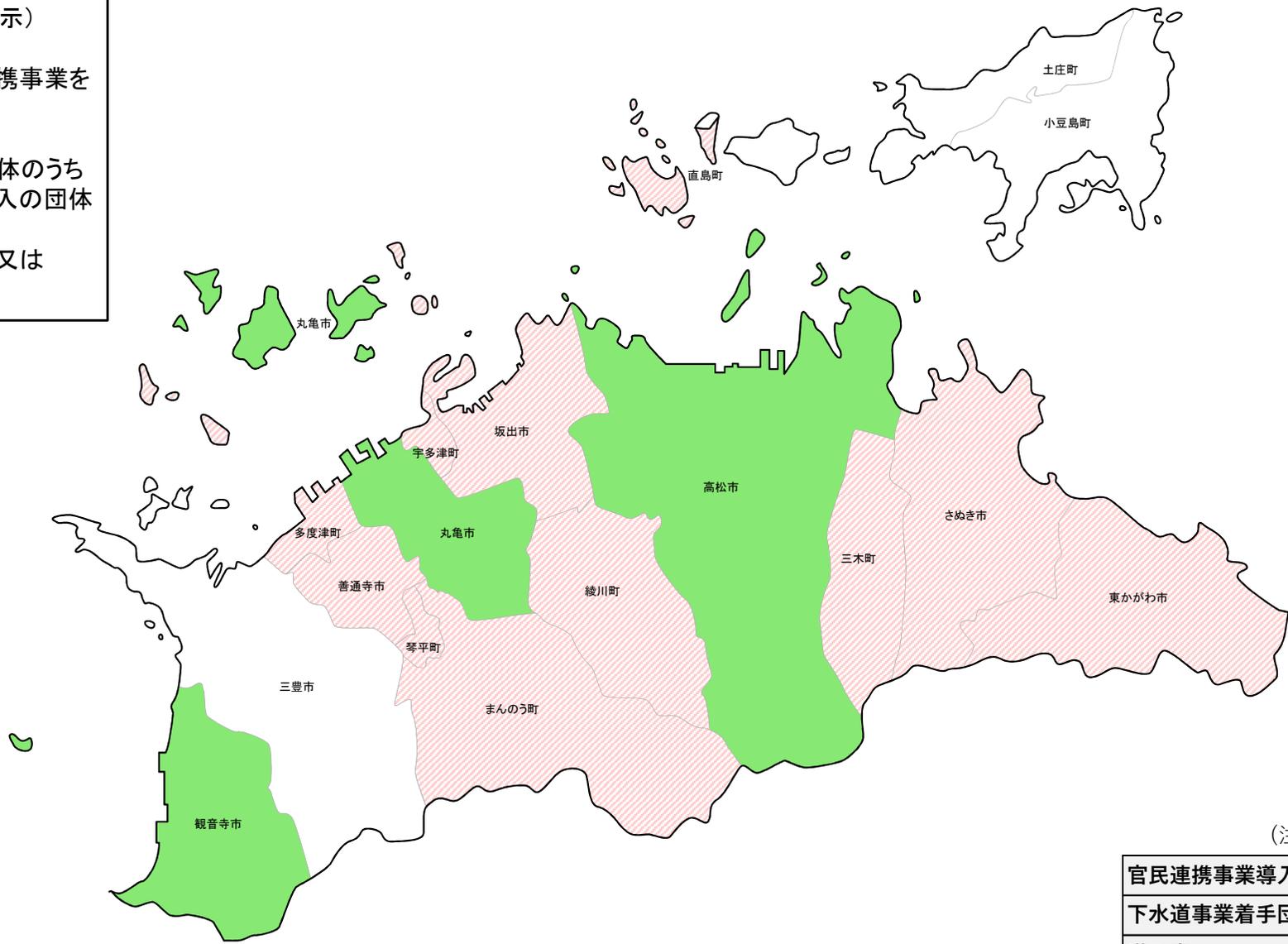
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
徳島県	美馬市(1,1,0)	徳島県(1,0,1)	-	-	-	-

(37) 香川県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- (斜線) : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

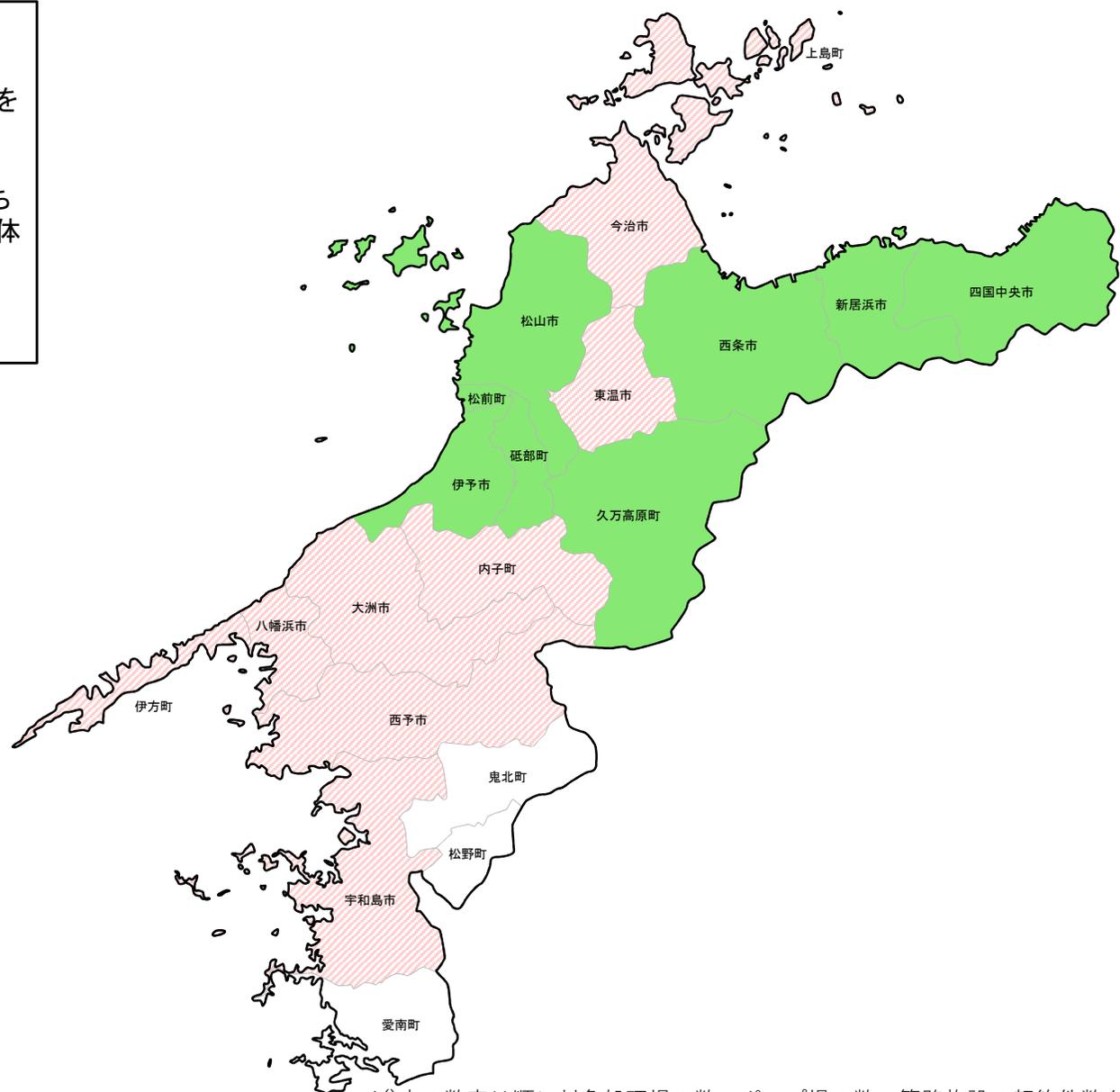
官民連携事業導入団体数	4
下水道事業着手団体数	15
導入率	26.7%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
香川県	香川県(2,2,0)、高松市(4,33,0)、丸亀市(1,6,0)、観音寺市(1,2,0)	-	-	-	-	-

(38) 愛媛県における官民連携事業の実施状況

- 凡例**
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

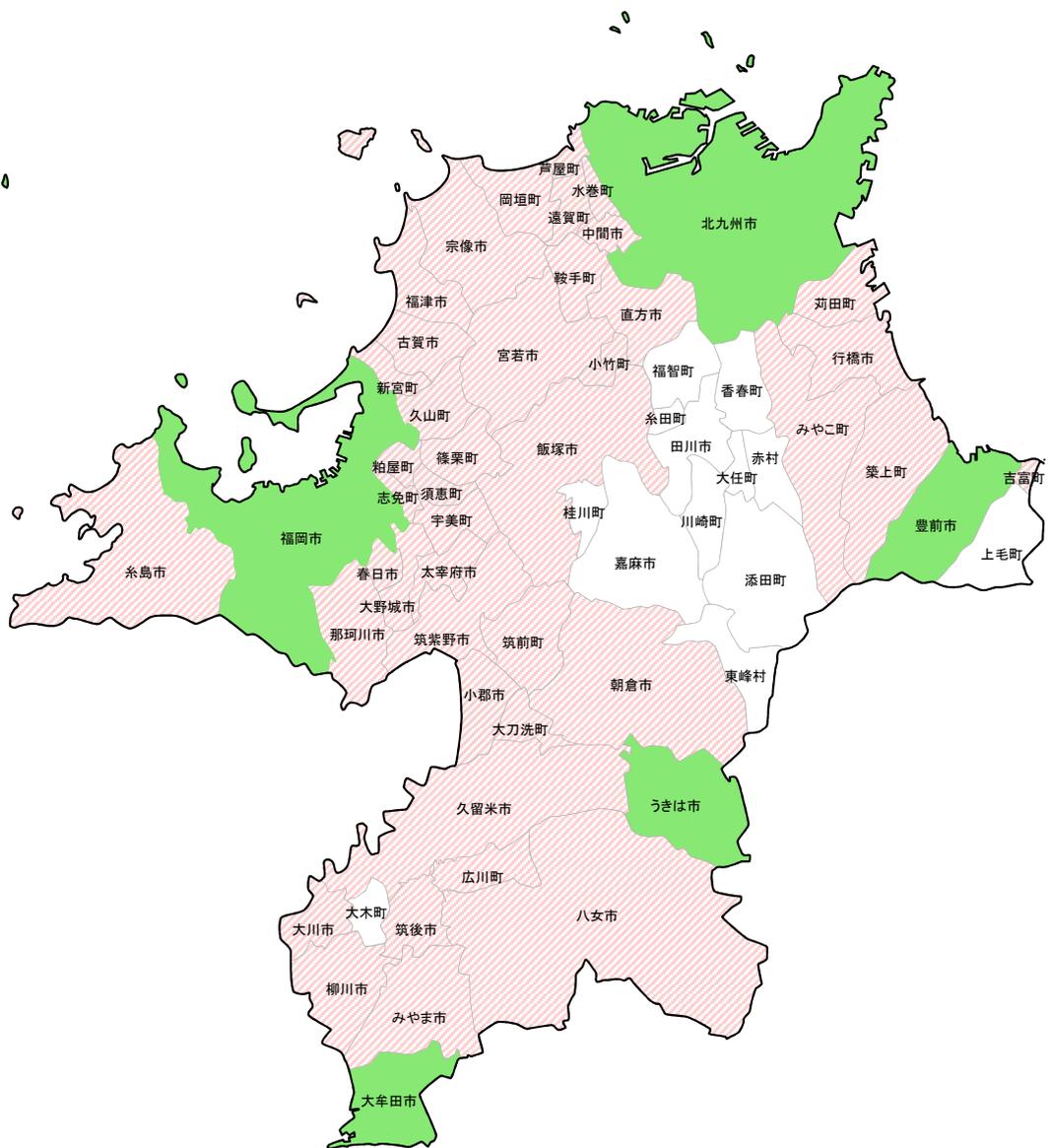
官民連携事業導入団体数	8
下水道事業着手団体数	17
導入率	47.1%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
愛媛県	松山市(4,7,0)、新居浜市(1,1,0)、西条市(2,6,0)、伊予市(2,0,0)、四国中央市(2,7,0)、久万高原町(1,0,0)、松前町(1,0,0)、砥部町(1,0,0)	-	-	-	-	-

(40) 福岡県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

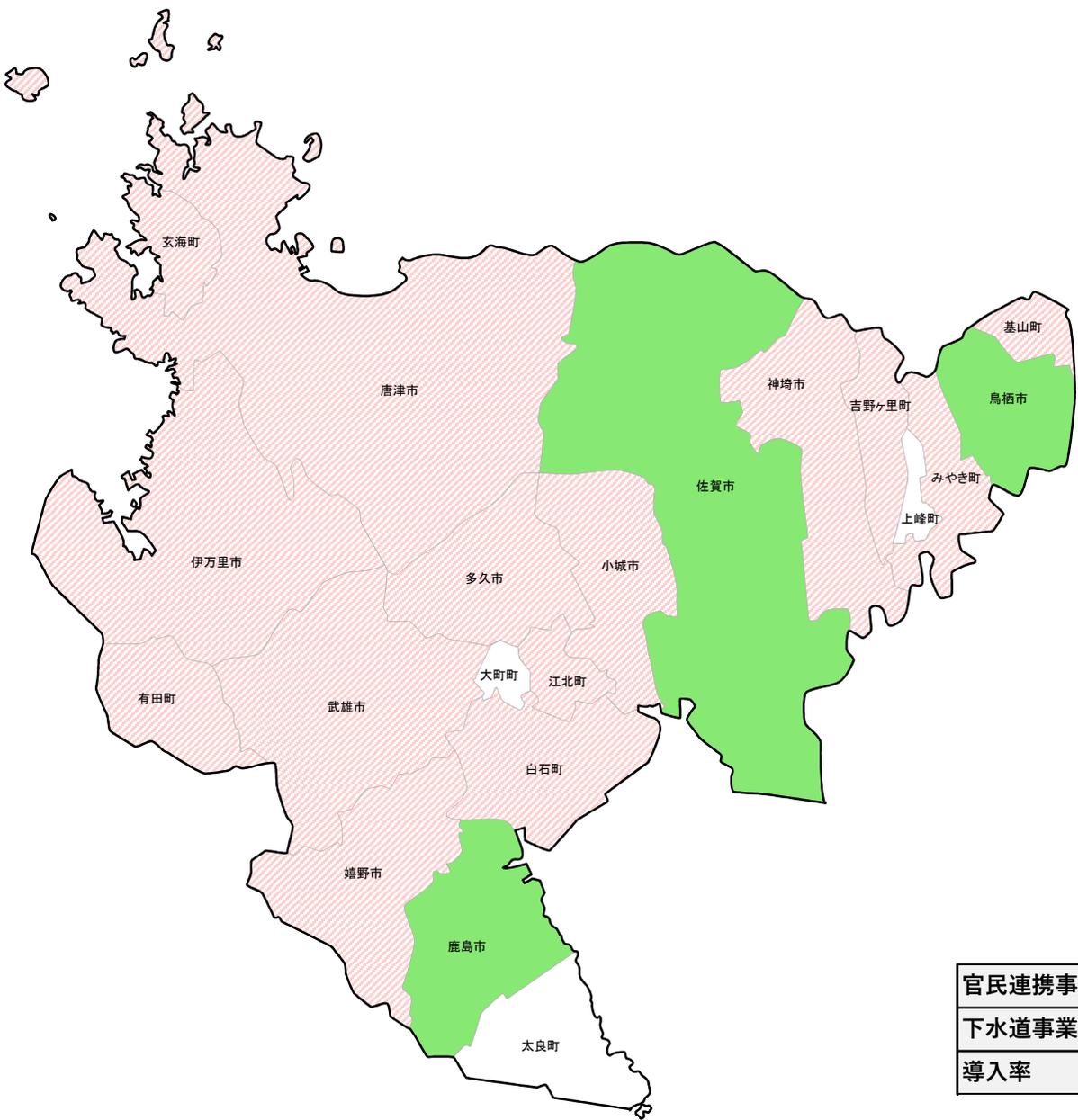
官民連携事業導入団体数	6
下水道事業着手団体数	48
導入率	12.5%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度		DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*					
福岡県	大牟田市(2,5,0)、豊前市(1,0,0)	-		福岡県(1,0,0)、北九州市(1,0,0)、福岡市(1,0,0)	-	-	福岡市、うきは市

(41) 佐賀県における官民連携事業の実施状況

- 凡例**
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

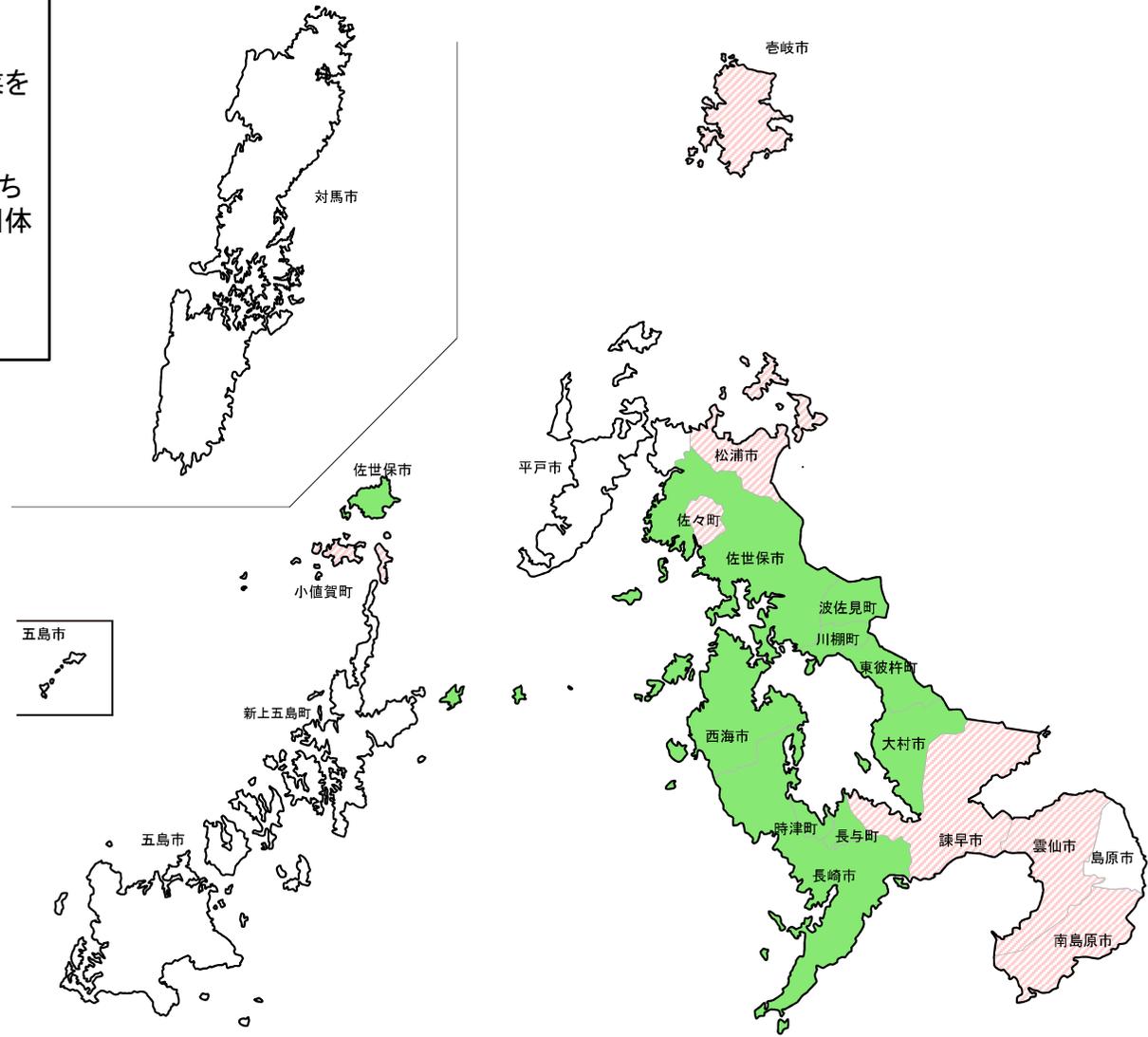
官民連携事業導入団体数	3
下水道事業着手団体数	17
導入率	17.6%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
佐賀県	鳥栖市(1,1,1)、鹿島市(1,10,0)	-	佐賀市(1,0,0)	-	-	-

(42) 長崎県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

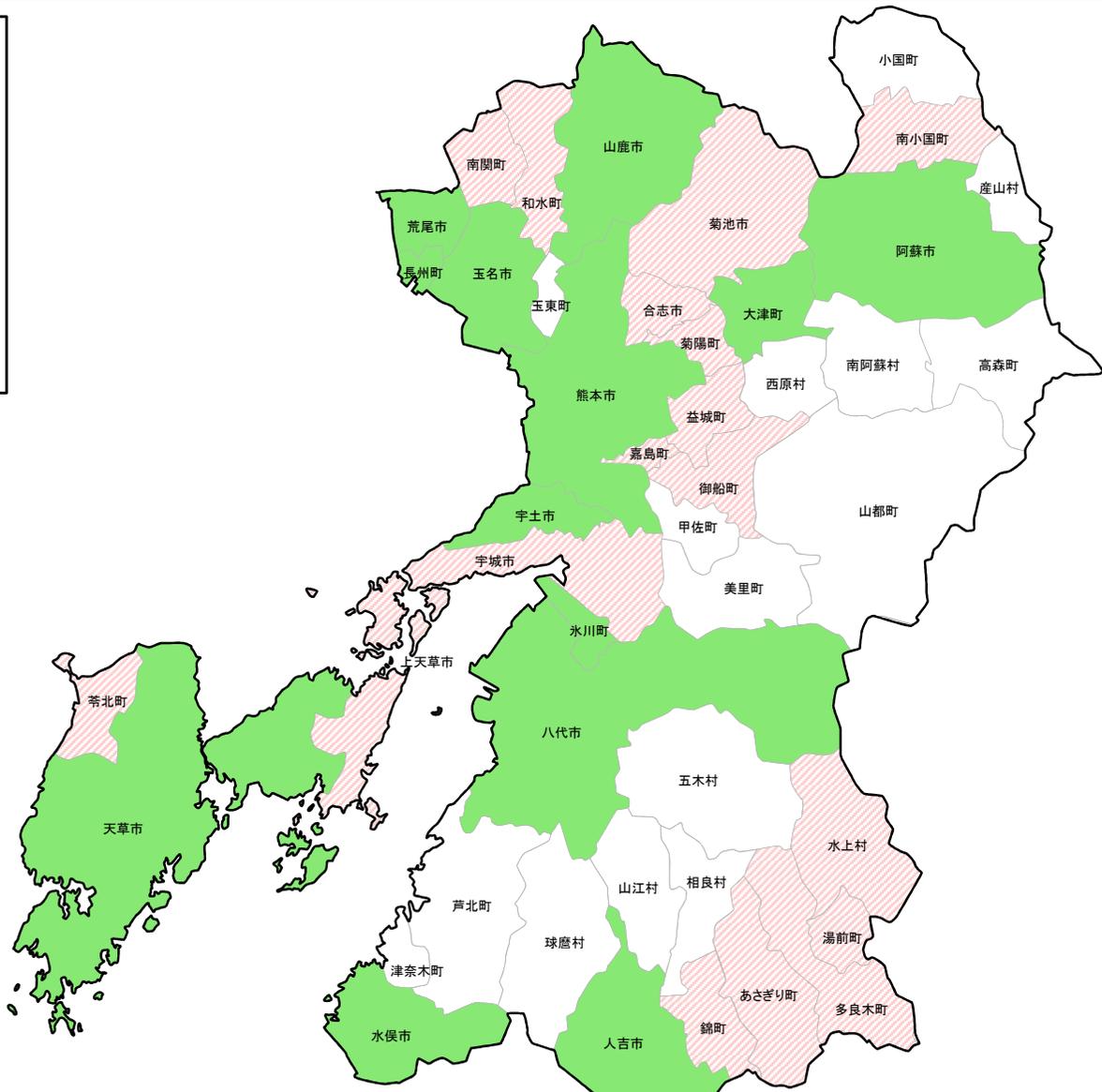
官民連携事業導入団体数	10
下水道事業着手団体数	17
導入率	58.8%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
長崎県	長崎県(1,0,0)、長崎市(11,18,0)、佐世保市(4,9,0)、長与町(1,0,0)、時津町(1,1,0)、東彼杵町(1,0,0)、川棚町(1,0,0)、波佐見町(1,1,0)	-	西海市(1,0,0)	-	-	大村市

(43) 熊本県における官民連携事業の実施状況

- 凡例** (流域下水道は別途表示)
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

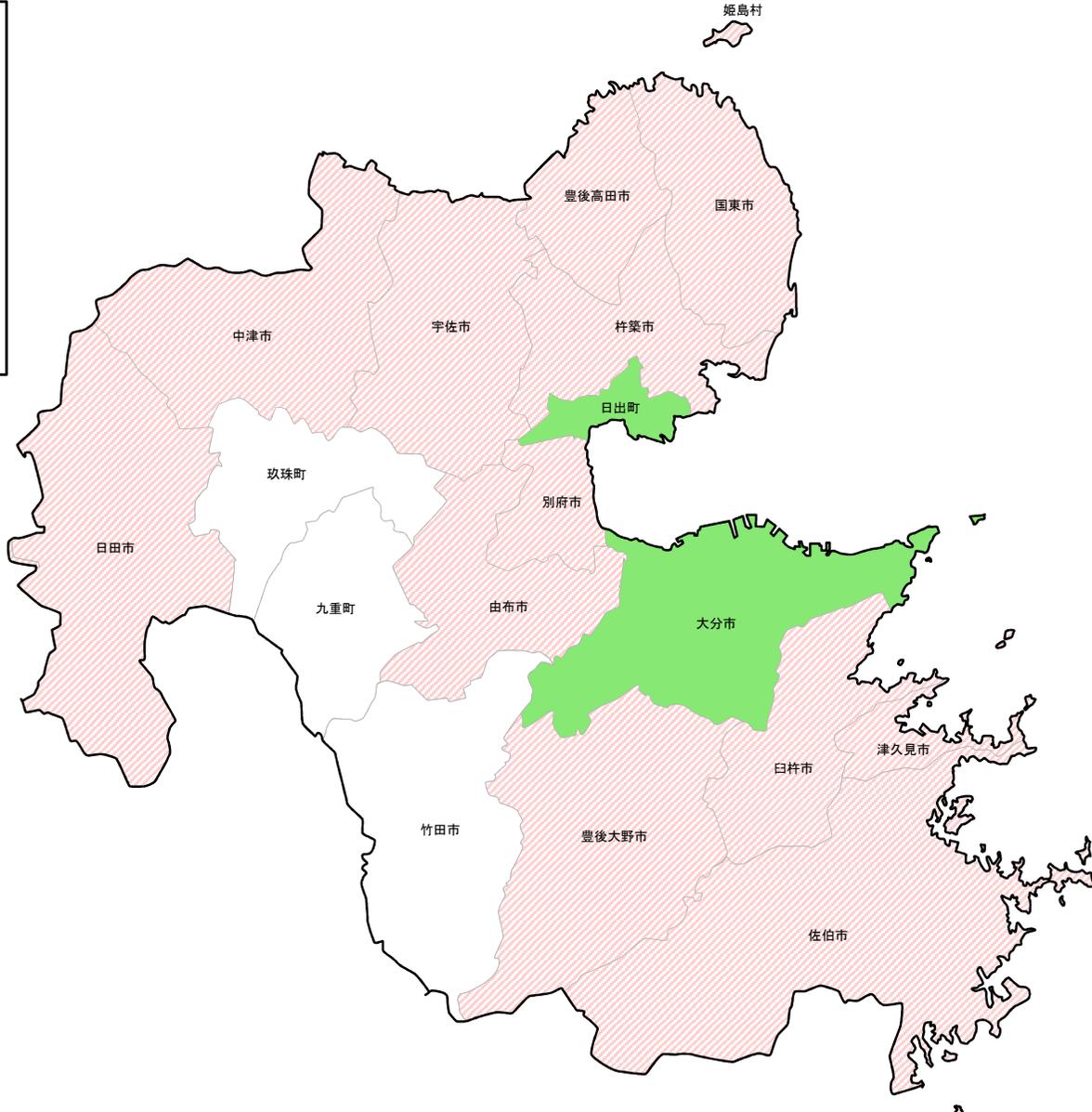
官民連携事業導入団体数	14
下水道事業着手団体数	31
導入率	45.2%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
熊本県	熊本市(3,23,0)、八代市(1,8,0)、人吉市(1,6,0)、荒尾市(1,3,0)、水俣市(1,7,0)、玉名市(1,2,0)、山鹿市(1,0,0)、宇土市(1,1,0)、阿蘇市(1,2,0)、天草市(1,10,0)、長洲町(1,2,0)、大津町(1,2,0)	熊本県(3,7,0)、氷川町(1,0,0)	熊本市(1,0,0)	-	-	-

(44) 大分県における官民連携事業の実施状況

- 凡例**
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

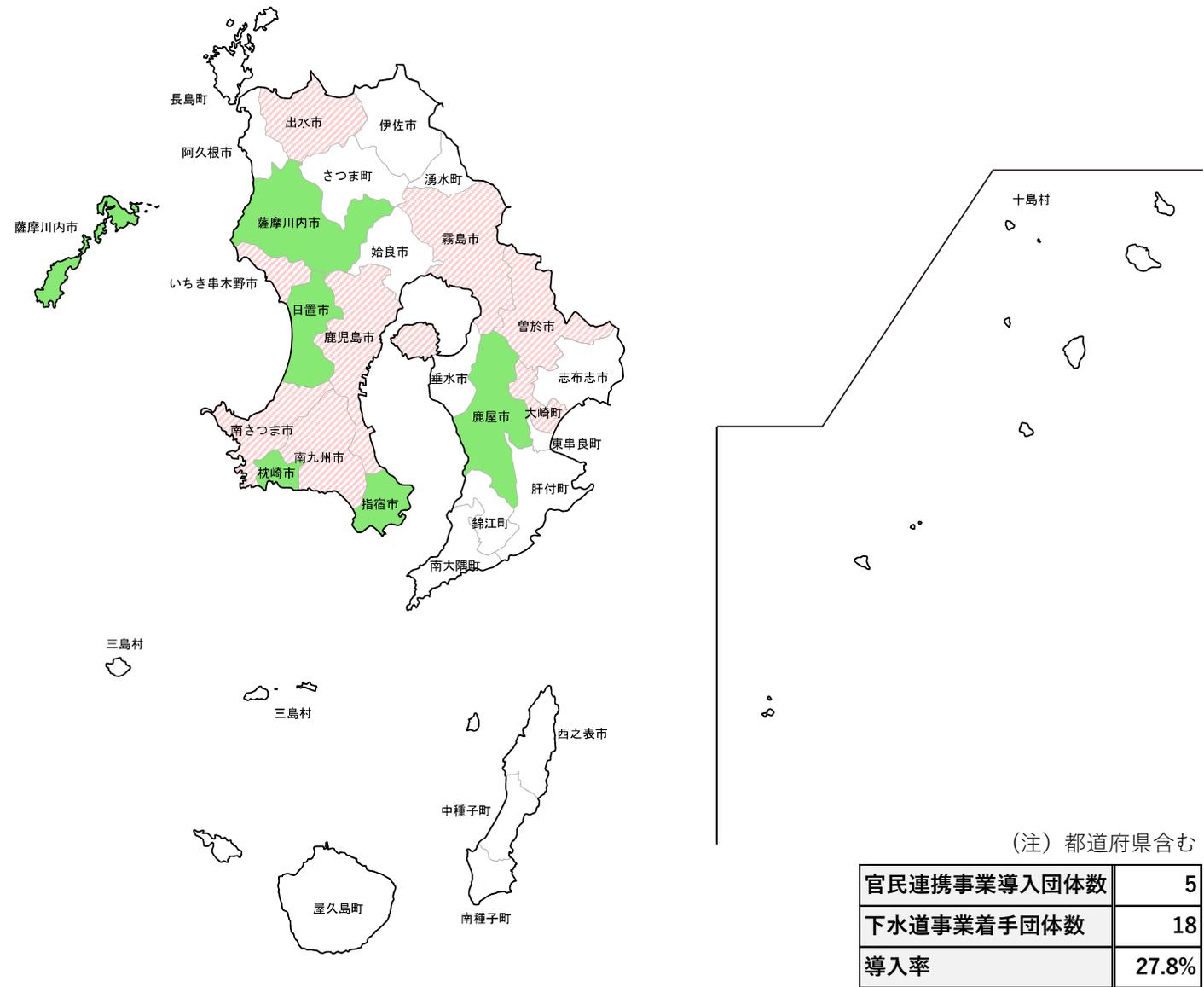
官民連携事業導入団体数	2
下水道事業着手団体数	14
導入率	14.3%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
大分県	大分市(5,12,0)、日出町(1,1,0)	-	大分市(1,0,0)	-	-	-

(46) 鹿児島県における官民連携事業の実施状況

- 凡例**
- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	5
下水道事業着手団体数	18
導入率	27.8%

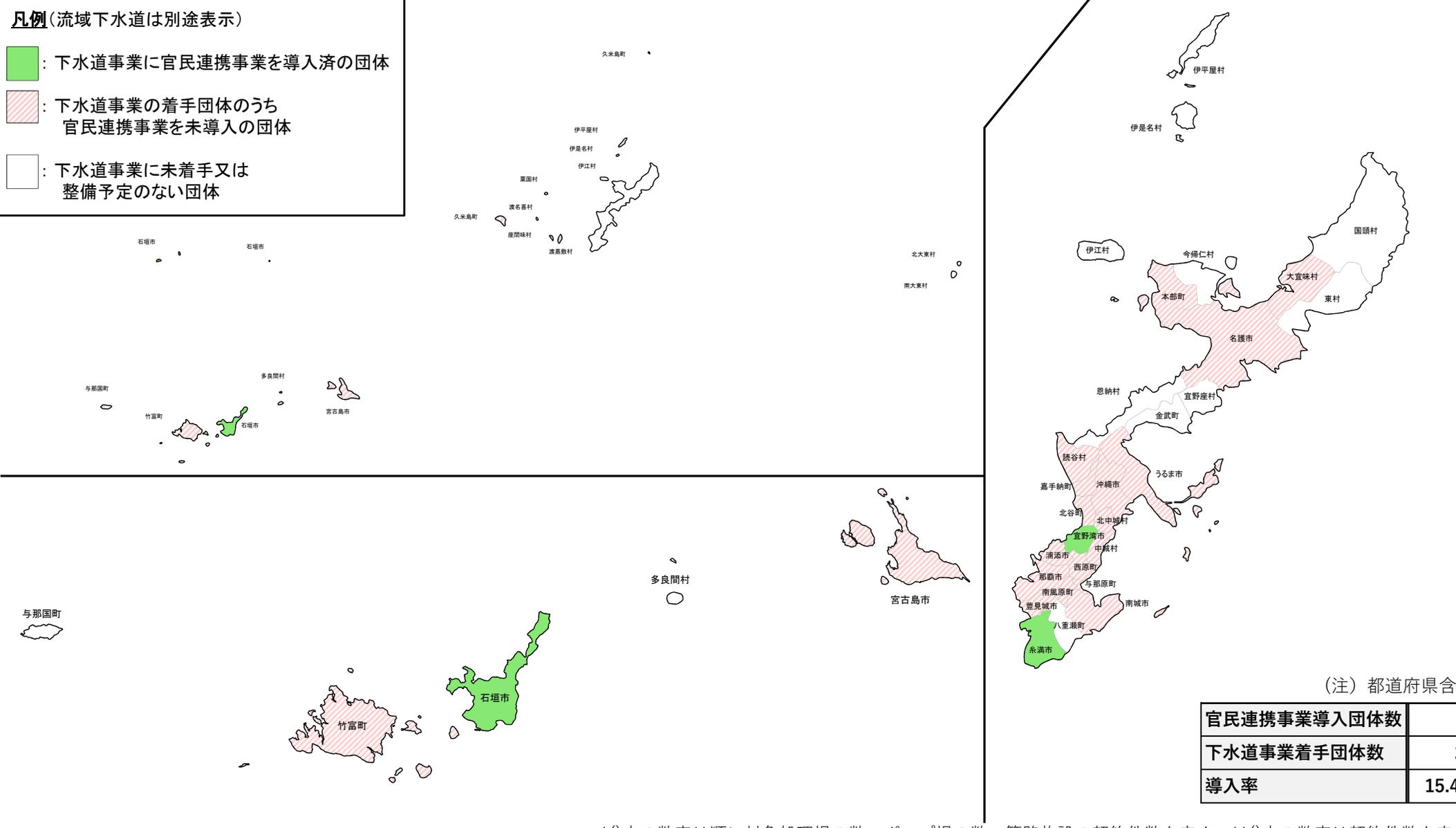
*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型) *	PFI (コンセッション方式) *	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
鹿児島県	鹿屋市(1,0,0)、枕崎市(0,1,0)、指宿市(1,1,0)、薩摩川内市(2,1,0)、日置市(1,3,0)	-	薩摩川内市(1,0,0)	-	-	薩摩川内市

(47) 沖縄県における官民連携事業の実施状況

凡例 (流域下水道は別途表示)

- : 下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
- ▨: 下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
- : 下水道事業に未着手又は整備予定のない団体



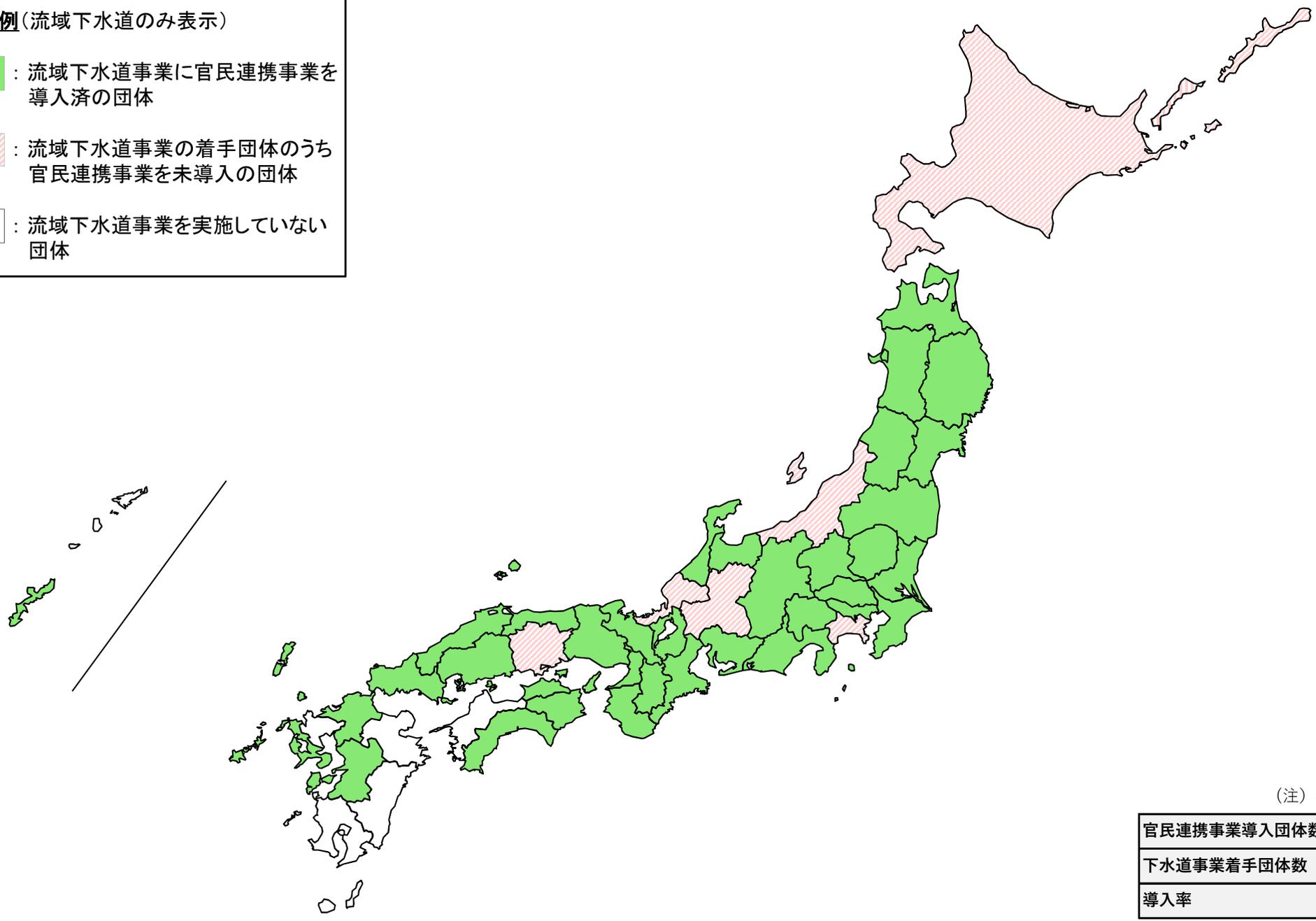
(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	4
下水道事業着手団体数	26
導入率	15.4%

*()内の数字は順に対象処理場の数・ポンプ場の数・管路施設の契約件数を表す。**()内の数字は契約件数を表す。

都道府県名	包括的民間委託	指定管理者制度	DBO方式*	PFI (従来型)*	PFI (コンセッション方式)*	民間収益施設併設事業**
	処理場・ポンプ場・管路施設*	処理場・ポンプ場・管路施設*				
沖縄県	沖縄県(2,7,0)、宜野湾市(0,4,1)、石垣市(2,3,0)	-	-	-	-	沖縄県(2)、糸満市

- 凡例** (流域下水道のみ表示)
- : 流域下水道事業に官民連携事業を導入済の団体
 - : 流域下水道事業の着手団体のうち官民連携事業を未導入の団体
 - : 流域下水道事業を実施していない団体



(注) 都道府県含む

官民連携事業導入団体数	37
下水道事業着手団体数	42
導入率	88.1%

- 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については**9割以上が民間委託を導入済**。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる**包括的民間委託は処理施設で 579施設、管路で 60契約導入されており、近年増加中**。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心に**PFI(従来型)・DBO方式は 48施設で実施中**。
- PFI(コンセッション方式)については、**平成30年4月に浜松市、令和2年4月に須崎市、令和4年4月に宮城県、令和5年4月に三浦市でそれぞれ事業が開始された**。

(R5.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(* R3 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R4.3.31時点)

** 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された3契約（3団体）を含む

※ 1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水道施設			
	下水処理場 (全国2,193箇所*)	ポンプ場 (全国5,729箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,479団体)
包括的民間委託	579箇所 (287団体)	1162箇所(193団体)	60契約 (46団体)**	(309団体)
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所 (12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)
DBO方式	36箇所 (28団体)	2箇所 (2団体)	0契約 (0団体)	(29団体)
PFI(従来型)	10箇所 (8団体)	0箇所 (0団体)	1契約 (1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	10箇所 (2団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

下水道分野におけるコンセッション・PFI・DBOの実施状況

(R5.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)
※表内の年月は事業開始時期

<PFI(コンセッション方式)> 4契約

地方公共団体	PFI(コンセッション) 事業名
浜松市(H30.4)	浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業
須崎市(R2.4)	須崎市公共下水道施設等運営事業
宮城県(R4.4)	宮城県上工下水一体官民連携運営事業
三浦市(R5.4)	三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業

地方公共団体	DBO事業名
埼玉県(H23.12)	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市(H24.11)	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県(H25.1)	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市(H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市(H25.4)	下水汚泥固形燃料化事業
京都府(H25.10)	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県(H26.10)	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡市(H26.12)	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県(H27.7)	県北地区広域汚泥資源化事業 (米代川流域下水道・大館処理センター)
福岡県(H28.1)	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市(H29.2)	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市(H29.9)	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市(H29.10)	玉川ポンプ場事業
福岡市(H29.12)	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
京都市(H30.5)	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
市原市(R2.3)	松ヶ島終末処理場 下水汚泥固形燃料化事業
いわき市(R2.12)	いわき市下水汚泥等利活用事業
福知山市(R3.3)	福知山市汚泥処理施設再構築事業
神戸市(R3.3)	神戸駅周辺地区浸水対策事業
秋田県(R3.4)	県南地区広域汚泥資源化事業 (秋田湾・雄物川流域下水道・横手処理センター)
大阪府(R3.12)	大和川下流域下水道今池水みらいセンター包括管理事業
大分市(R4.1)	大分市下水汚泥燃料化事業
滋賀県(R4.3)	高島浄化センター コンポスト化事業
滋賀県(R4.10)	湖南中部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
神戸市(R4.11)	東灘処理場 汚泥処理施設改築更新事業
福山市(R4.11)	新浜ポンプ場改築事業
名古屋市(R4.12)	空見スラッジリサイクルセンター第2期事業(下水汚泥焼却施設整備等事業)
神戸市(R4.12)	ポートアイランド処理場 改築更新事業
大阪市(R5.3)	大阪市汚泥処理施設整備運営事業
千葉市(R5.4)	千葉市南部浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

<PFI(従来型)> 12契約

地方公共団体	PFI(従来型) 事業名
東京都(H14.10)	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業
大阪市(H18.4)	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市(H20.8)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市(H21.4)	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市(H23.4)	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市(H24.7)	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市(H26.12)	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県(H26.12)	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市(H27.3)	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市(H28.8)	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
富田林市(H31.3)	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業
小山市(R3.11)	小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

<DBO方式※> 39契約 ※設計・施工・管理一括発注(DB+O含む)

地方公共団体	DBO事業名
東京都(H16.11)	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都(H17.11)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県(H19.2)	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市(H19.5)	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都(H20.6)	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
薩摩川内市(H21.1)	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
広島市(H21.3)	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県(H21.12)	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都(H23.2)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)

- 人口減少等により、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
- 民間収益施設等に係る下水道用地の活用事例は全国で86契約。(R5.4時点)
- そのうち約9割が再生可能エネルギー事業であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。

下水道用地の活用



山形県 山形浄化センター

太陽光発電 (H25.10運転開始)

- 山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。
- 設備容量は約2000kW。
- 県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。
- 財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地(上部空間)の活用



大阪府 竜華水みらいセンター

スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設 (H23.8開業)

- 大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者に貸付(事業用定期借地権)。
- 賃料:年間約4,700万円
- ※総額:約9億8,400万円(21年間)
- 財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地(上部空間)の活用 + バイオガスの活用



神戸市 垂水処理場

太陽光発電とバイオガスのダブル発電 (H26.3運転開始)

- 神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。
- 年間売電収入は 約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。
- 財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要

都道府県別官民連携事業実施状況一覧(全都道府県)

No.	都道府県名	下水道事業着手団体数	官民連携事業導入団体数	都道府県毎の導入率
1	静岡県	30	19	63.3%
2	富山県	15	9	60.0%
3	長崎県	17	10	58.8%
4	千葉県	36	21	58.3%
5	石川県	19	10	52.6%
6	栃木県	25	12	48.0%
7	山口県	19	9	47.4%
8	愛媛県	17	8	47.1%
9	熊本県	31	14	45.2%
10	福井県	20	8	40.0%
11	高知県	17	6	35.3%
12	広島県	23	8	34.8%
13	茨城県	46	15	32.6%
14	兵庫県	43	13	30.2%
15	秋田県	25	7	28.0%
16	鹿児島県	18	5	27.8%
17	香川県	15	4	26.7%
18	神奈川県	34	9	26.5%
19	京都府	24	6	25.0%
20	新潟県	29	7	24.1%
21	愛知県	51	12	23.5%
22	福島県	43	9	20.9%
23	大阪府	44	9	20.5%
24	群馬県	30	6	20.0%

No.	都道府県名	下水道事業着手団体数	官民連携事業導入団体数	都道府県毎の導入率
25	北海道	152	30	19.7%
26	宮城県	36	7	19.4%
27	山形県	32	6	18.8%
28	佐賀県	17	3	17.6%
29	宮崎県	17	3	17.6%
30	三重県	25	4	16.0%
31	埼玉県	58	9	15.5%
32	沖縄県	26	4	15.4%
33	青森県	33	5	15.2%
34	長野県	66	10	15.2%
35	大分県	14	2	14.3%
36	徳島県	15	2	13.3%
37	岩手県	32	4	12.5%
38	福岡県	48	6	12.5%
39	岡山県	27	3	11.1%
40	鳥取県	19	2	10.5%
41	島根県	19	2	10.5%
42	滋賀県	20	2	10.0%
43	東京都	33	3	9.1%
44	山梨県	25	2	8.0%
45	奈良県	31	2	6.5%
46	和歌山県	24	1	4.2%
47	岐阜県	39	1	2.6%
	全国	1479	349	23.6%

下水道事業着手団体数・官民連携事業着手団体ともに都道府県(流域下水道)を含む。ともに令和4年4月時点。国土交通省調査による。